

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	予防接種に関する事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

杉並区は予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねない事を認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

杉並区長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

令和8年3月31日

項目一覧

I 基本情報
（別添1）事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
（別添2）特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
（別添3）変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の内容 ※	予防接種事務の概要 予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法並びに杉並区任意予防接種費用助成事業実施要綱に基づき、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために公衆衛生の見地から予防接種を実施するための事務。 1. 疾病と予防接種の対象者 以下の(1)～(14)の疾病については「A類疾病」、また、(15)～(17)の疾病については「B類疾病」とい い、定期の予防接種として実施する。 (1)ジフテリア ①生後二月から生後九十月に至るまでの間にある者 ②十一歳以上十三歳未満の者 (2)百日せき 生後二月から生後九十月に至るまでの間にある者 (3)急性灰白髄炎 生後二月から生後九十月に至るまでの間にある者 (4)麻しん ①生後十二月から生後二十四月に至るまでの間にある者 ②五歳以上七歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の一年前の日から当該始期に達 する日の前日までの間にあるもの (5)風しん ①生後十二月から生後二十四月に至るまでの間にある者 ②五歳以上七歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の一年前の日から当該始期に達 する日の前日までの間にあるもの (6)日本脳炎 ①生後六月から生後九十月に至るまでの間にある者 ②九歳以上十三歳未満の者 (7)破傷風 ①生後二月から生後九十月に至るまでの間にある者 ②十一歳以上十三歳未満の者 (8)結核 生後一歳に至るまでの間にある者 (9)Hib感染症 生後二月から生後六十月に至るまでの間にある者 (10)肺炎球菌感染症(小児がかかるものに限る。) 生後二月から生後六十月に至るまでの間にある者 (11)ヒトパピローマウイルス感染症 十二歳となる日の属する年度の初日から十六歳となる日の属する 年度の末日までの間にある女子 (12)水痘 生後十二月から生後三十六月に至るまでの間にある者 (13)B型肝炎 生後一歳に至るまでの間にある者 (14)ロタウイルス 1価・・・出生6週0日後から24週0日後に至るまでの間にある者 5価・・・出生6週0 日後から生後32週0日後に至るまでの間にある者 (15)インフルエンザ ①六十五歳以上の者 ②六十歳以上六十五歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不 全ウイルスによる免疫の機能の障害を有するものとして厚生労働省令で定めるもの (16)肺炎球菌感染症(高齢者がかかるものに限る。) ①六十五歳の者 ②六十歳以上六十五歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不 全ウイルスによる免疫の機能の障害を有するものとして厚生労働省令で定めるもの (17)新型コロナウイルス感染症 ①六十五歳以上の者 ②六十歳以上六十五歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不 全ウイルスによる免疫の機能の障害を有するものとして厚生労働省令で定めるもの 2. 事務の内容 ①予診票の発行 住民基本台帳(以下、「住基」という。)の情報を基に、「1. 疾病と予防接種の対象者」の各年齢要件に 該当する者に対し、それぞれの種類の予防接種の予診票を作成・発行する。 ②予診票の再発行 住基の情報を基に、予診票を紛失等した者に対し予診票の再発行を行う。 ③予防接種記録の管理 契約医療機関で予防接種を受けた区民の予診票について当該医療機関からの提出を受理し、接種 記録を入力・管理する。 ④接種勧奨通知の送付 伝染の恐れがある疾病の発生及びまん延を予防するため、接種履歴から必要に応じて区民に対し、 接種勧奨の通知を行う。 ⑤予防接種依頼書の発行 本人(乳幼児においては保護者)からの申請に基づき、区外の自治体で定期予防接種をする場合、 予防接種の依頼書を作成し、発行する。

	⑥予防接種実施報告書の送付 他自治体の長からの定期予防接種の実施依頼を受けて予防接種を実施した場合、依頼元の自治体の長に報告書を送付する。報告書には予診票の写しを添付する。 ⑦知事への報告 予防接種法施行令第7条に基づき、予防接種を受けた者の数等を東京都知事に報告する。 ⑧予防接種による健康被害の救済 予防接種等を受けた者が疾病にかかり障害の状態となり、又は、死亡した場合に、定められた医療費及び医療手当等の給付を行う。 ※行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下、「番号法」という。)の別表第二に基づいて区は、予防接種に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報照会を行う。また、他機関からの情報照会に対応する為に、予防接種の事務に係る特定個人情報を中間サーバーに登録する。情報提供ネットワークによる情報照会・提供を行う事務は、②、③。
--	---

③対象人数	[30万人以上] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満 3) 1万人以上10万人未満 5) 30万人以上 2) 1,000人以上1万人未満 4) 10万人以上30万人未満
-------	---

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	予防接種台帳管理システム
②システムの機能	1.予診票の交付 ・住基情報及び過去の接種履歴を用いて予診票の作成・発行処理を行う機能。 2.接種記録の管理 ・各予防接種の接種記録の登録処理を行う機能。 3.接種勧奨 ・過去の接種履歴等から未接種者への接種勧奨を行うための宛名ラベル等を出力する機能。 4.住基等異動情報の連携 ・住基情報、生活保護(以下、「生保」という。)の情報の各異動データの連携処理を行い、接種対象者の情報の正確性を保つ機能。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 宛名システム等 [○] その他 [] 庁内連携システム [○] 既存住民基本台帳システム [] 税務システム (生活保護情報提供システム)

システム2～5

システム2

①システムの名称	共通基盤システム
②システムの機能	1 団体内統合宛名番号の付番と管理 当該システムで、同一個人番号で一意となる団体内統合宛名番号の付番、及び宛名番号と個人番号との紐付け管理機能を実現する。 2 符号取得のためのシステム連携 当該システムで団体内統合宛名番号を新たに付番した時、中間サーバーへの符号取得要求、及び符号取得依頼の受付を行う。 3 文字コードの変換機能 業務システムの文字コードと中間サーバー用の文字コードを変換する。 4 団体内統合宛名番号への変換・提供機能 業務システムと中間サーバーの連携時に宛名番号(または個人番号)を団体内統合宛名番号に変換する。業務システムからの問合せに対して、団体内統合宛名番号を提供する。 5 システム間通信プロトコル対応 FTP連携時の通信プロトコル。 6 中間サーバーからの要求による情報提供機能 中間サーバーからの要求による中間サーバーへの4情報(住所、氏名、生年月日、性別。以下「4情報」の表示がある場合は全て同じ)提供。中間サーバーへ提供するための4情報管理(登録・更新)機能。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 宛名システム等 [○] その他 [] 庁内連携システム [○] 既存住民基本台帳システム [] 税務システム (予防接種台帳管理システム、中間サーバー・プラットフォーム)

システム3	
①システムの名称	中間サーバ・プラットフォーム
②システムの機能	1 符号管理 情報照会・情報提供に用いる個人の識別子である「情報提供用個人識別符号（以下「符号」という。）」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」を紐付け、その情報を保管・管理する。 2 情報照会 情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報（連携対象）の情報照会・情報提供受領（照会した情報の受領）を行う。 3 情報提供 情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報（連携対象）の提供を行う。 4 既存システム接続 中間サーバと既存システム、共通基盤システム、基幹系システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報（連携対象）、符号取得のための情報等について連携する。 5 情報提供等記録管理 特定個人情報（連携対象）の照会又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、保管・管理する。 6 情報提供データベース管理 特定個人情報（連携対象）を副本として、保有・管理する。 7 データ送受信 中間サーバと情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）との間で情報照会・情報提供、符号取得のための情報等を連携する。 8 操作者認証・権限管理 中間サーバを利用する操作者のアクセス権限・操作権限に基づいた各種機能や特定個人情報（連携対象）へのアクセス制御を行う。 9 システム管理 バッチ処理の状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管切れ情報の消去を行う。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他（ ）
システム4	
①システムの名称	
②システムの機能	
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他（ ）
3. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	予防接種の対象者及び接種履歴を正確に把握し、適正な管理を行うため。
②実現が期待されるメリット	・個人番号を利用して他自治体等と情報連携することにより、転入転出時等における接種実施状況を把握し、未接種のものについて接種勧奨を行い、当該疾病の発生及び蔓延を防止できる。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	番号法 ・第9条第1項 別表の14、126の項 ・第19条第6号（委託先への提供）

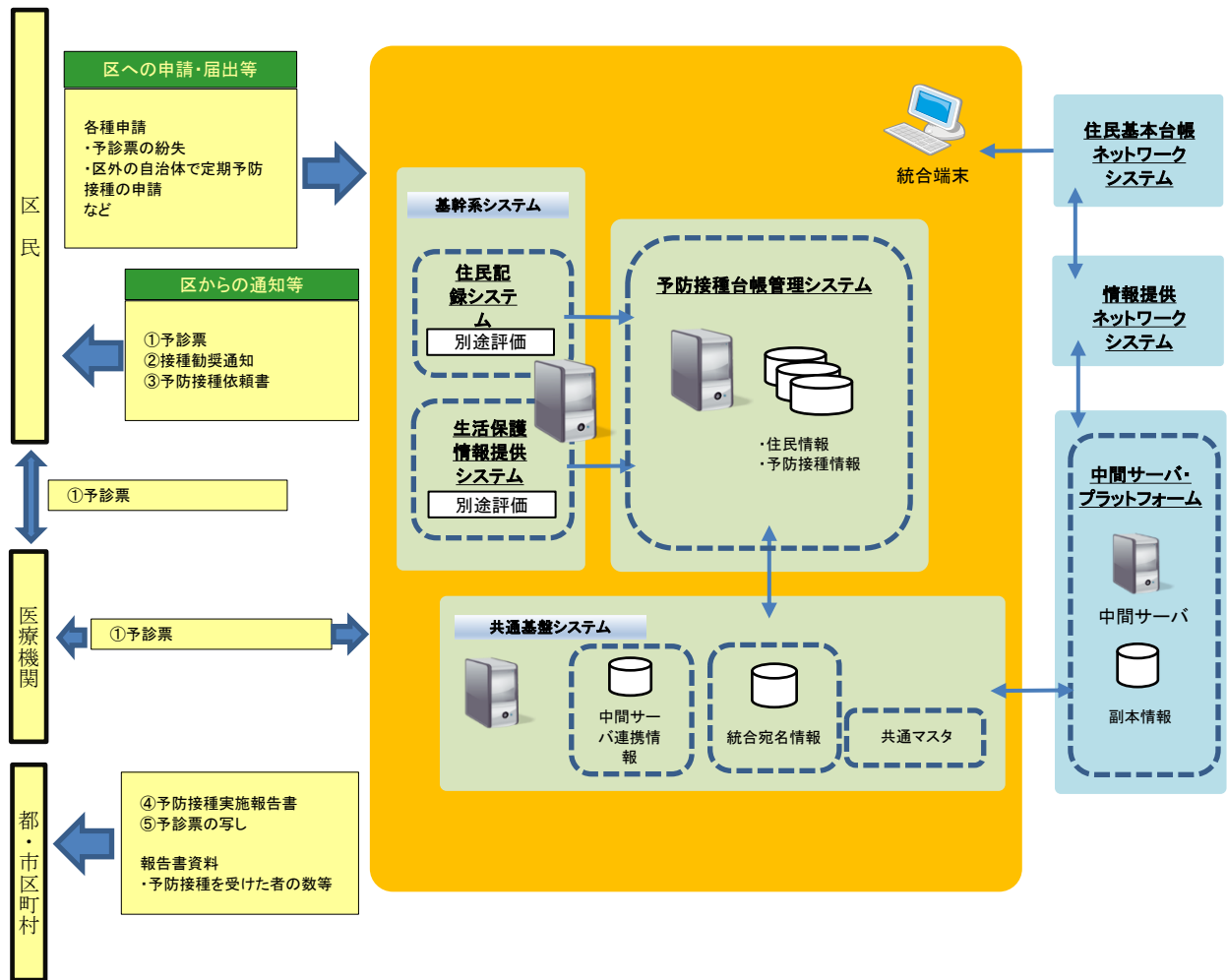
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（以下、「番号法第19条第8号に基づく 主務省令」という） （番号法第19条第8号に基づく主務省令の表における情報提供の根拠） 25、26、153、154の項 （番号法第19条第8号に基づく主務省令の表における情報照会の根拠） 25、26、27、28、29、153の項
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	杉並保健所保健予防課
②所属長の役職名	保健予防課長
8. 他の評価実施機関	
—	

(別添1) 事務の内容

別紙のとおり

(備考)

(別添1) 事務の内容



予防接種事務では、各種申請・届出を窓口・郵送で受け付け、結果の通知等を発行し、窓口渡し又は郵送する。

- 住基の情報を基に、各年齢要件に該当する者に対し、それぞれの種類の予防接種の①予診票を作成・発行する。
- 住基の情報を基に、予診票を紛失等した者に対し①予診票の再発行を行う。
- 契約医療機関で予防接種を受けた区民の①予診票について当該医療機関からの提出を受理し、接種記録を入力・管理する。
- 伝染の恐れがある疾病の発生及びまん延を予防するため、接種履歴から必要に応じて区民に対し、②接種勧奨通知を送付する。
- 本人(乳幼児においては保護者)からの申請に基づき、区外の自治体で定期予防接種をする場合、③予防接種依頼書を作成し、発行する。
- 他自治体の長からの定期予防接種の実施依頼を受けて予防接種を実施した場合、依頼元の自治体の長に④予防接種実施報告書を送付する。報告書には⑤予診票の写しを添付する。
- 予防接種法施行令第7条に基づき、予防接種を受けた者の数等を東京都知事に報告する。
- 予防接種等を受けた者が疾病にかかり障害の状態となり、又は、死亡した場合に、定められた医療費及び医療手当等の給付を行う。

(備考)

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	システム用ファイル ＜選択肢＞ 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	杉並区に住民登録がある予防接種事業の対象となる者
その必要性	伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために公衆衛生の見地から予防接種対象者を規定するため必要。
④記録される項目	50項目以上100項目未満 ＜選択肢＞ 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 ☐ 個人番号 ☐ 個人番号対応符号 ☐ その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 ☐ 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) ☐ 連絡先(電話番号等) ☐ その他住民票関係情報 ・業務関係情報 ☐ 国税関係情報 ☐ 地方税関係情報 ☐ 健康・医療関係情報 ☐ 医療保険関係情報 ☐ 児童福祉・子育て関係情報 ☐ 障害者福祉関係情報 ☐ 生活保護・社会福祉関係情報 ☐ 介護・高齢者福祉関係情報 ☐ 雇用・労働関係情報 ☐ 年金関係情報 ☐ 学校・教育関係情報 ☐ 災害関係情報 ☐ その他 ()
その妥当性	○識別情報 ・個人番号・・・手続時点において同一人の確認・特定をよりの確に行うために必要である。 ・その他識別情報(内部番号)・・・庁内連携システムで利用する識別情報(世帯コード・個人コード)についても本人特定の他、庁内他事務のシステムと必要な情報を連携するために必要である。 ○連絡先等情報 ・4情報、連絡先(電話番号等)については、届出(申請)者に対する届出内容の確認、問合せのために必要である。 ○業務関係情報 ・健康・医療関係情報・・・予防接種情報は、予防接種の適切な実施及び接種履歴の管理をするために必要である。 ・生活保護・社会福祉関係情報・・・生活保護受給者については、B類疾病の予防接種が免除対象となるので、生活保護の受給状況に関する情報が必要である。
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署	杉並保健所保健予防課、保健サービス課、保健福祉部管理課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 （ 区民生活部区民課、保健福祉部福祉事務所 ） ☐ 行政機関・独立行政法人等 （ ） ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 （ 他自治体 ） ☐ 民間事業者 （ 医療機関 ） ☐ その他 （ 自部署 ）	
②入手方法	☐ 紙 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☒ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 （ 住民基本台帳ネットワークシステム ）	
③入手の時期・頻度	住民基本情報： （入手元）区民生活部区民課 （入手頻度・時期）バッチ処理による日次連携 （入手方法）庁内連携システム 生活保護情報： （入手元）保健福祉部福祉事務所 （入手頻度・時期）バッチ処理による月次連携 （入手方法）庁内連携システム 接種記録： （入手元）・接種を行った医療機関又は本人等 （入手頻度・時期）・入手元が医療機関の場合は月1回、入手元が本人等の場合は随時 （入手方法）紙 予防接種による健康被害救済の申請： （入手元）接種を行った本人等 （入手頻度・時期）随時 （入手方法）紙	
④入手に係る妥当性	・住民基本情報：庁内連携システムを使用して入手する住民基本情報については、本人等からの申請を受けた都度入力する必要がある、法令等に基づく接種対象者であることの確認をおこなうものである。 ・生活保護情報：庁内連携システムを使用して入手する生活保護情報については、実費の徴収の有無について確認をおこなうものである。 ・接種記録：医療機関や本人等から入手する接種記録については、予防接種法施行令第6条の2及び予防接種施行規則第2条の8に示されているとおり、記録・保管することを目的に入手するものである。 ・予防接種による健康被害救済の申請については、予防接種法施行規則第10条及び第11条に基づいて入手している。	
⑤本人への明示	・庁内連携システムの場合は、番号法第19条8号および予防接種法施行規則に基づき取得・利用している。 ・医療機関又は本人から入手する場合は、本人等が記入する予診票にも、区へ接種記録を提出されることを明記し、署名を得ている（予防接種法施行令第6条の2）。 ・予防接種による健康被害救済の申請については、予防接種法施行規則第10条及び第11条に明記している。	
⑥使用目的 ※	・伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために公衆衛生の見地から予防接種を実施するにあたり、予防接種対象者を正確に把握するとともに、予防接種に関する記録の適正な管理を図るために使用する。	
	変更の妥当性	—
⑦使用の主体	使用部署 ※	杉並保健所保健予防課、保健サービス課、保健福祉部管理課
	使用者数	[100人以上500人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上

⑧使用方法 ※		・各届出、申請を受付するにあたって書類の内容に不備のないことを確認するために本特定個人情報ファイルが保有する情報を参照する。 ・区の窓口で受付した各届出、申請内容について予防接種に関する過去の接種履歴として、登録・管理する。 ・接種履歴は各届出、申請を受付時に書類の記載等の不備がないことを確認するために参照する。 ・予診票発行等に際し、予防接種情報を使用する。	
		情報の突合 ※	・上記「⑧使用方法」欄に示す事務を正確かつ効率的に行うために、個人コード(内部番号)を突合キーとして、基幹系システムから転送される4情報及び生活保護受給情報と本特定個人情報ファイル内の予防接種対象者に関する情報とを突合する。
		情報の統計分析 ※	・厚生労働省への接種状況報告を行うが、特定の個人を判別するような情報の統計や分析は行わない。
		権利利益に影響を与え得る決定 ※	・予防接種健康被害発生時の給付の決定(国が行う)
⑨使用開始日		平成28年1月1日	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			
委託の有無 ※		[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (3) 件	
委託事項1		予防接種システム運営業務	
①委託内容		予防接種システム等の問合せ対応、バージョンアップ対応、障害対応等の保守業務	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の範囲 ※	予防接種法等関連法令に定められる予防接種の対象者	
	その妥当性	システムの運用保守全般を委託しているため、そのシステムが取扱う特定個人情報ファイルについても取扱う必要がある。	
③委託先における取扱者数		[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[○] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドラインに基 [○] その他 (づき、IP-VPN等の閉域網の利用も可能。運用管理、障害対応作業におけ) る、当システム端末機からの閲覧行為及び必要に応じた修正行為	
⑤委託先名の確認方法		下記、「⑥委託者名」の項の記載により確認できる。また、「V. 開示請求、問合せ 1. ①請求先」への当区の情報公開請求による開示請求を行うことでも確認可能。	
⑥委託先名		・日本コンピューター株式会社 ・日本電気株式会社	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑧再委託の許諾方法	再委託するかどうかについては、委託契約によるが、再委託の必要がある場合は、事前に委託先と書面による協議を行い、再委託の必要性や業務内容、再委託先のセキュリティ管理体制を確認した上で許諾する。	
	⑨再委託事項	システム保守の一部	

委託事項2～5		
委託事項2		ガバメントクラウドへのデータ移行作業
①委託内容		ガバメントクラウドへのデータ移行作業
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	予防接種法等関連法令に定められる予防接種の対象者
	その妥当性	全てのデータを移行するために、特定個人情報ファイル全体を委託の対象にする必要がある。
③委託先における取扱者数		[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[☒] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☒] その他 (地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドラインに基づき、IP-VPN等の閉域網の利用も可能。)
⑤委託先名の確認方法		下記、「⑥委託者名」の項の記載により確認できる。また、「Ⅴ. 開示請求、問合せ 1. ①請求先」への当区の情報公開請求による開示請求を行うことでも確認可能。
⑥委託先名		・日本コンピュータ株式会社 ・日本電気株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	再委託するかしないかについては、委託契約によるが、再委託の必要がある場合は、事前に委託先と書面による協議を行い、再委託の必要性や業務内容、再委託先のセキュリティ管理体制を確認した上で許諾する。
	⑨再委託事項	ガバメントクラウドへのデータ移行作業の一部
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)		
提供・移転の有無		[☒] 提供を行っている (4) 件 [☐] 移転を行っている () 件 [☐] 行っていない
提供先1		市町村長
①法令上の根拠		・番号法第19条第8号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(以下、「番号法第19条第8号に基づく主務省令」という)表の25の項
②提供先における用途		・予防接種法による予防接種の実施に関する事務
③提供する情報		・予防接種情報

④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2.基本情報③対象者となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他（ ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙
⑦時期・頻度	・照会を受けた都度
提供先2～5	
提供先2	都道府県知事
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令の表の26の項
②提供先における用途	・予防接種法による予防接種の実施、実施の指示及び実施に必要な協力に関する事務
③提供する情報	・予防接種情報
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2.基本情報③対象者となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他（ ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙
⑦時期・頻度	・照会を受けた都度
提供先3	市町村長
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令の表の153の項
②提供先における用途	・新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務
③提供する情報	・予防接種情報
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2.基本情報③対象者となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他（ ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙

②保管期間	期間	＜選択肢＞ 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない
	その妥当性	・予防接種法施行規則第3条の改正により、予防接種記録の保存期間について、「接種を行ったときから、被接種者が亡くなった日から5年が経過する日までの間」と規定されることになり、区民からの接種歴確認の問い合わせに対応するため長期間保管する必要がある（被接種者により保管期間は5年を超える場合もある）。
③消去方法		＜予防接種システムにおける措置＞ ・定期予防接種は、ワクチンに応じ、接種回数及び接種間隔が定まっており、かつ接種対象年齢が幅広いため、区民からの問い合わせに対応する必要があることから、接種歴は消去しない。 ＜紙媒体における措置＞ ・保管期限を過ぎた紙媒体（予防接種予診票等）は、年1回庁内で行う機密文書の一斉廃棄により溶解処理をしている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。②クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。さらに、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊が行われていることを確認する。③中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は杉並区からの操作によって実施される。杉並区の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等の規格にしたがって確実にデータを消去する。③既存システムについては、杉並区が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。
7. 備考		
—		

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

別紙【記録項目】のとおり

別紙【記録項目】

●予防接種情報ファイル 住民情報

1	個人コード	2	氏名	3	性別	4	生年月日
5	住所	6	続柄	7	世帯番号	8	世帯主氏名
9	電話番号	10	住民となった日	11	転入前住所	12	被災者区分
13	DV区分	14	生保受給有無				

●予防接種情報ファイル 予防接種情報

1	接種名称区分	2	期・回数区分	3	接種日	4	接種種別区分
5	負担金区分	6	接種医療機関名	7	接種区分	8	Lot番号
9	接種量	10	印刷区分	11	接種補足区分	12	予診票再発行フラグ
13	予診票再発行枚数	14	予診票再発行日	15	依頼書印刷区分	16	依頼書印刷日
17	ワクチンメーカー区分	18	登録支所区分	19	個人番号		

○団体内統合宛名ファイル

1	氏名	2	住所	3	生年月日	4	性別
5	通称	6	個人番号	7	団体内統合宛名番号	8	個人コード

○情報連携

1	四種混合(DPT-IPV)	2	三種混合(DPT)	3	二種混合(DT)	4	不活化ポリオ(IPV)
5	麻しん風しん混合(MR)	6	麻しん	7	風しん	8	日本脳炎
9	BCG	10	Hib	11	小児肺炎球菌	12	ヒトパピローマウイルス(2価)
13	ヒトパピローマウイルス(4価)	14	水痘	15	B型肝炎	16	高齢者肺炎球菌
17	ロタウイルス(1価)	18	ロタウイルス(5価)	19	ヒトパピローマウイルス(9価)	20	五種混合(DPT-IPV-HIB)
21	小児肺炎球菌(15価)						

○新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目

1	個人番号	2	宛名番号	3	自治体コード	4	接種券番号
5	氏名	6	生年月日	7	性別	8	接種状況(実施/未実施)
9	期・回数区分	10	接種日	11	ワクチンメーカー区分	12	Lot番号
13	ワクチン種類	14	製品名	15	旅券関係情報(旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号)		
16	証明書ID	17	証明書発行年月日				

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	・保健予防課情報セキュリティ実施手順に基づき、情報セキュリティ教育を実施する際、対象者と無関係な情報へのアクセスは不正アクセスに該当し、番号法及び個人情報の保護に関する法律における罰則規定があること、操作ログの追跡により不正アクセス者の特定が可能であることを周知徹底することで、コンプライアンスの意識を高め、対象者以外の情報入手を防止している。 ・窓口で情報を入力する場合は、番号法16条及び施行令第12条に基づき、本人確認書類の提示等を受けることで、対象者以外の情報入手を防止している。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	・「保健予防課情報セキュリティ実施手順」に基づき、情報セキュリティ教育を実施する際、対象者情報であっても、業務に不必要な情報へのアクセスは不正アクセスに該当し、番号法及び個人情報の保護に関する法律における罰則規定があること、操作ログの追跡により不正アクセス者の特定が可能であることを周知徹底することで、コンプライアンスの意識を高め、必要以外の情報入手を防止している。 ・届出・申請用紙等について、あらかじめ法令等により定められた様式で提出されることから、必要以外の情報が記載できない書式となっている。
その他の措置の内容	・予防接種システムは住基情報及び生活保護情報との連携処理にて取得する方法のみであるため、対象者以外の情報は入手されない。 ・委託医療機関及び他自治体から提出された予防接種予診票をシステムへ取り込む際、予診票に記載された4情報等とマッチングを行い、適切な情報のみをシステムに取り込む。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・番号法及び個人情報の保護に関する法律における罰則規定を広く職員に周知することで不適切な方法による情報入手を防止する。 ・委託業務については委託先との契約により、委託業者が従事者に対して情報セキュリティ教育を行い、根拠法令等の規定に基づく正当な情報入手を指導する。 ・予防接種に関する事務を取り扱うにあたり、根拠法令である予防接種法及び同施行令等に規定された内容を遵守することで、不適切な方法による情報の入手を防止する。 ・「保健予防課情報セキュリティ実施手順」による情報セキュリティ教育実施の際、根拠法令等の規定に基づく正当な資料の入手を指導徹底する。 ・入力する情報は、法令で定められ、杉並区デジタル推進本部への必要な手続きを行なったものに限定する。 ・システムの操作に当たり、情報セキュリティ実施手順に則って、操作履歴の採取、保管、及び定期的な確認を行うことで、必要以外の情報の入手を抑止する。 ・本人から情報を取得する場合は、予防接種に係る事務に用いる旨を説明した上で取得する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	・本人から個人番号の提供を受ける場合には、個人番号カードや通知カードの提示を受ける。また、本人確認を行う際は、番号法16条及び施行令第12条に基づき、本人確認書類の提示等を受ける。また、受けた申請書等については、4情報を確認することで入手する情報の正確性を担保する。 ・他区市町村等、本人以外から個人番号の提供を受ける際は、情報提供元が本人に対して個人番号及び4情報が正しいことを確認する。 ・委託医療機関、他自治体から入手する予防接種情報は、予防接種予診票に記載された特定個人情報に基づき、予防接種システムで突合・確認を行う。

個人番号の真正性確認の措置の内容	・国等から示される事務処理要領等を参考に事務処理対象者の個人番号カード等の提示を受け、本人確認及び個人番号の確認を行う。 ・入手した特定個人情報について、保持している特定個人情報と突合を行い、真正性及び正確性確認を行う。 ・個人番号カードの提示が無い場合には、運転免許証等の提示により得られた本人確認情報とシステムによって確認する本人確認情報との対応付けを行い、個人番号が本人のものであることを担保する。 ・住民登録外者の場合は、住民基本台帳ネットワークを通して住民登録地である自治体へ個人番号を照会し、本人確認情報との対応付けを行う。	
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	・窓口での聴聞や添付書類との整合性から正確性を担保する。 ・情報の入力、削除、訂正を行う場合には処理者と点検者を別にし、二重チェックを行うことで正確性を担保する。 ・正確性に疑義が生じた場合は、予防接種法及び同施行令等に基づき、適宜調査を行い、必要に応じてデータを修正することで正確性を担保する。 ・入手した特定個人情報について、保持している特定個人情報と突合を行い、正確性を担保する。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク		
リスクに対する措置の内容	・窓口で本人又は本人の代理人が来庁する場合は、個人番号利用事務実施者が直接申請書等を收受する。また、受付事務等が完了次第、直ちに書類を定められた場所へ格納する。 ・郵送で情報を入手する場合は、送付先誤り等による情報漏えい・紛失等を防止するため、事前に担当所属名及び所在地を広く周知する。また、返信用封筒等はあらかじめ担当所属名及び所在地が印字されているものを利用する。 ・端末には、外部媒体へのデータ出力を制御するためのソフトウェアを導入し、データの外部媒体出力は、予め所属内で定めている管理者が当該ソフトウェアによって承認処理を行った場合にのみ可能とする。データ持ち出し時に使用する電子媒体(USBメモリ等)は、施錠管理する保管場所に保管し、持出管理を行い、記録データについては、使用後直ちに消去する。記録データが消去済であることを、消去処理者とそれ以外の者で確認する。 ・システム起動に必要なソフトウェアは、情報管理課への申請による必要個数のみが貸与されるため入力が行える端末を限定し、操作に必要なID、パスワードは、各所属長から情報システム担当課長への申請により付与する運用とすることで、操作権限のない者による不正な操作を防止している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
3. 特定個人情報の使用		
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク		
宛名システム等における措置の内容	・宛名システム機能は共通基盤システムが実施する仕組みであり、個人番号利用事務以外では個人番号の検索ができないよう、システム上で制御する。 ・共通基盤システムには個人番号、4情報等の情報連携に必要な情報のみ記録し、不必要な情報との紐付けができないよう、システム上で制御する。 ・入力する端末機は、入退室管理をする執務室でのみ操作可能であり、システムを利用する者ごとに配布されたユーザID・パスワードによる認証及び生体認証を行うことで不要なアクセスを防いでいる。	
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	・個人番号利用事務のみ個人番号検索を可能とする仕組みとするため、他システムにおける個人番号利用事務以外からの情報の紐付けは行えないよう、システム上で制御している。 ・ファイアウォールを設置し、システム間の接続を制御することにより、予め許可したシステムを除く外部のシステムからの接続が行われないよう制御する。 ・ファイアウォールで制御したシステム間の通信は、ログとして記録し、ログの確認により適正な通信が行われているか監視する。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	＜選択肢＞ [行っている] 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・端末の事前登録(端末認証)を行い、ユーザID・パスワードによる認証及び生体認証を行う。また、パスワードは「資源管理基準」、「庁内ネットワーク等利用要領」により定められた期間内に変更する。 ・登録されているユーザ情報については管理権限を付与された職員が定期的に確認し、記録に残す。 ・システムを利用する者1人に付与されるIDは1つのみで、IDの共有を禁止する。
アクセス権限の発効・失効の管理	＜選択肢＞ [行っている] 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・アクセス権限の発行は、保健予防課からの発行申請により情報システム担当課長の承認後、当該課長から管理権限を付与された職員が行う。失効は、保健予防課からの解除申請により、管理権限を付与された職員が行う。この他、申請漏れ等への対応として、人事異動情報その他の権限失効に関わる情報を管理権限を付与された職員が得た段階で、随時その権限を失効している。
アクセス権限の管理	＜選択肢＞ [行っている] 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・情報セキュリティ管理者(所属長)は、アクセス権限と事務の対応表(事務担当者に対する権限付与の範囲を規定したもの)を作成し、定期的に付与されている権限と対応表が一致しているか点検を行い、違いが発見された場合には、ただちに適正な状態に修正する。 ・ユーザーアカウントおよびアクセス権について、「保健予防課情報セキュリティ実施手順」に定められているとおり、職員等の異動、退職に伴うアカウントの登録、変更、削除等の手続き及び、業務上不要なアカウントや必要以上の権限付与がないことの棚卸しを定期的に行っている。 ・各システム共にユーザーIDの共有を禁止している。
特定個人情報の使用の記録	＜選択肢＞ [記録を残している] 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・システムの操作ログを保管する。ログは個人番号を参照・入力した際に個人単位で記録する。 ・保管するログは、物理的に区画・施錠された保管棚で、「杉並区文書等保存年限基準」及び「保健予防課情報セキュリティ実施手順」に基づき管理する。
その他の措置の内容	・不正な第三者からのアクセスを制御するため、特定個人情報を取り扱う執務室内への入退室管理について「保健予防課情報セキュリティ実施手順書」に規定し、規定された内容を遵守することで、権限のない者が特定個人情報を使用するリスクに対応する。
リスクへの対策は十分か	＜選択肢＞ [十分である] 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	・予防接種に関する事務を取り扱う職員に対して、セキュリティに関する研修を行い、個人情報保護の重要性について教育するとともに、業務外での情報収集の禁止等の指導を徹底することで、事務外の使用を防止している。 ・委託業務については、委託先との契約により、委託業者が従事者に対して情報セキュリティに関する教育を行い、業務外での情報収集の禁止を徹底する。区は当該教育の実施について履行確認を行う。 ・操作ログの追跡により不正アクセス者の特定が可能であることを周知徹底することで、コンプライアンスの意識を高め、事務外での使用を防止する。
リスクへの対策は十分か	＜選択肢＞ [十分である] 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	・情報の持ち出しについて「資源管理基準」、「庁内ネットワーク等利用要領」及び「保健予防課情報セキュリティ実施手順」の中で規定し、職員に周知・徹底を行っている。 ・端末には、大量複製につながるUSBメモリ等の使用について、外部媒体へのデータ出力を制御するためのソフトウェアを導入し、データの外部媒体出力は、予め所属内で定めている管理者が当該ソフトウェアによって承認処理を行った場合にのみ可能とする。 ・データ持ち出し時に使用する電子媒体(USBメモリ)は、施錠管理する保管場所に保管し、持出管理を行い、記録データについては、処理後直ちに消去する。消去の事実確認は、消去処理者とそれ以外の者で確認する。その他の端末はUSBポートからのデータ出力を不可としている。また、管理権限を付与された職員以外はOSの設定変更、ソフトウェアの変更等を行えないよう、システム上で制御している。 ・業務に必要なバックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員・委託先に対し指導している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない	
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク	
情報保護管理体制の確認	・委託する際は、ISMS、プライバシーマーク等の認証取得を求めるなど、委託先の社会的信用と能力を確認する。 ・「個人情報に係る外部委託契約仕様書の特記ガイドライン」に基づき、区が個人情報を保護するために必要があると認めるときは、受託者が業務を行う事務所、作業所等の立入り、個人情報の管理状況等について調査・立入調査を実施する。また、受託者が再委託を行っている場合は、再委託先に対しても区は受託者に対する調査と同様の調査を実施する。
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 [制限している] <選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない	
具体的な制限方法	・委託先において特定個人情報ファイルの処理等に係る者を明確化するため、契約後速やかに所属・氏名等を明記した実施体制の提出を義務付けている。また、体制に変更があった場合にも、変更後の体制を速やかに提出することを義務付ける。 ・委託事業者に対し、個人情報保護にかかる誓約書を提出させるとともに、セキュリティ研修の実施を義務付けている。 ・誓約書の提出があった要員に対してのみシステム操作の権限を与えている。 ・操作権限によって画面に表示される項目及び発行する帳票は必要なもののみとする。
特定個人情報ファイルの取扱いの記録 [記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない	
具体的な方法	・システムの操作ログを記録している。

特定個人情報の提供ルール		[定めている]	＜選択肢＞ 1) 定めている 2) 定めていない	
	委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	・契約で個人情報の持ち出しは認めていない。 ・提供の禁止を契約書に明記している。		
	委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	・契約で、委託業務実施場所を、区が指定する場所及び委託事業者が申請し区が承認した委託事業者内の場所に限定している。また、当該指定又は承認した場所以外への業務データの持ち出しを禁止している。 ・委託先へ特定個人情報を提供した場合、その記録を行った上、受領者の確認印等により受け渡し者を明確にするための手順を定めている。 ・リモート保守を実施する場合やデータ移行作業をする場合は専用区画で実施することとし、入退室の記録を残している。 ・保守等に用いる端末へのログインには多要素認証を用いることとし、許可された者以外の作業を禁止している。 ・業務データを取り扱う端末のインターネットへの接続を禁止している。 ・次のような場合を除き、区はガバメントクラウドから保守事業者の環境へのデータの持ち出しを許可していない。 ①ガバメントクラウドへのサイバー攻撃等により、ガバメントクラウド上からデータを退避する必要性が生じた場合 ②ガバメントクラウド上のシステムで障害が発生し、クラウド環境では原因が特定できない場合 ③業務データを保管するために利用しているクラウド事業者を変更する場合 ④このほか、ガバメントクラウドからデータを持ち出すことに緊急または相当の必要性があると区が認める場合 ・保守事業者は、ガバメントクラウドからのデータの持ち出しを行った場合、保守事業者の環境に持ち出したデータを保管する必要がなくなった段階で、速やかに返還又は廃棄し、区に報告することとしている。 ・業務データの保守環境からの持ち出しは許可していない。		
特定個人情報の消去ルール		[定めている]	＜選択肢＞ 1) 定めている 2) 定めていない	
	ルールの内容及びルール遵守の確認方法	契約で、以下の措置をとる旨を規定している。 ・業務を処理するために委託元から引き渡され、または委託先が収集し、若しくは作成した個人情報が記録されている資料等は、業務完了後直ちに返還するものとする。ただし委託元が特定個人情報の消去について別に指示した場合には、委託先事業者から任意の様式による消去結果に係る報告書の提出を義務付けている。		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定		[定めている]	＜選択肢＞ 1) 定めている 2) 定めていない	
	規定の内容	以下について、個人情報特記仕様書にて個人情報の取り扱いについて明記している。 ・個人情報の適切な管理 ・秘密の保持 ・再委託の禁止 ・目的外の使用の禁止 ・第三者への提供の禁止 ・複写及び複製の禁止 ・個人情報の返還・廃棄 ・個人情報の取扱いに関する立入調査 ・事故発生時の報告 ・法令及び杉並区の条例遵守		
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保		[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない	
	具体的な方法	・原則として再委託は行わないが、再委託に関する承認申請書により、再委託理由等を明確にし、区が承認した業者については、再委託を許諾するとともにセキュリティ事項について委託と同様の措置を義務付ける。 ・「個人情報に係る特記仕様書」において、「再委託等を行う場合、受託者は、再委託等において実施される業務についての本特記事項遵守について監督及び区への必要な報告を行わなければならない」としている。この報告により、委託先において、再委託先の特定個人情報の取扱いの監督を行っているかどうかを区が間接的に監督する。		
その他の措置の内容		・委託事業者の業務実施場所において、携帯電話やカメラ等の通信機器や録画機器の使用を、契約で制限している。		

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [] 提供・移転しない		
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・移転先による特定個人情報の取得に際し、オンライン処理については操作ログが記録され、バッチ処理については処理の実施ログが記録される。 ・他自治体等への紙での提供については、対象者情報・提供先・根拠法令・処理年月日・処理者等を記録簿で管理する。 ・保管するログ及び記録簿は、物理的に区画・施錠された保管棚で、「杉並区文書等保存年限基準」及び「保健予防課情報セキュリティ実施手順」に基づき管理する。	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・区で管理する個人情報を移転・提供する際には、番号法及び杉並区個人情報の保護に関する法律の規定により、その範囲を厳格に規定し、当該規定内容のみ提供・移転する制御をシステムで行う。 ・「保健予防課情報セキュリティ実施手順」に規定された自己点検・内部監査等により、ルール遵守の確認を行う。	
その他の措置の内容	・本特定個人情報ファイルを取り扱うシステムは入退室管理をする物理的に区画された執務室でしか操作を行えず、システムの操作権限を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限している。 ・システム起動に必要なソフトウェアは、情報管理課への申請による必要個数のみが貸与されるため入力が行える端末を限定し、操作に必要なID、パスワードは、各所属長から情報システム担当課長への申請により付与する運用とすることで、操作権限のない者による不正な操作を防止している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	・予防接種に関する事務では、事務処理の際、処理を行った者と点検する者を別にし、二重チェックを行うことで、不適切な方法で情報を提供することを防止する。 ・端末は事前に登録を行っており、登録外の端末からの通信は行えない設定としている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	・予防接種に関する事務では、事務処理の際、処理を行った者と点検する者を別にし、二重チェックを行うことで、誤った情報・相手に情報を提供することを防止する。 ・端末は事前に登録を行っており、登録外の端末からの通信は行えない設定としている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞ ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応する。 ・中間サーバの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みとなる。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法別表第2及び第19条第9号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3) 中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞ ・中間サーバは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することを担保する。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞ ・中間サーバは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することを担保する。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞ ・中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 ・既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ・情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※) 中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。 ＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞ ① 中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ② 中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③ 中間サーバ・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバ・プラットフォームの運用、監視・障害対応等、クラウドサービス事業者の業務は、クラウドサービスの提供であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはない。		

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク5: 不正な提供が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> ・情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受信し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・特に慎重な対応が求められる情報については、自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受信及び情報提供を行う機能。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク		
リスクに対する措置の内容	<中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> ・セキュリティ管理機能(暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照合リストを管理する機能)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受信した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 ・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク)等を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ②中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバ・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	<中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受信した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 (※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞ ・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ・情報連携においてのみ、符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応する。 ＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバ・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバ・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバ・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。		
7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	・区に設置する特定個人情報を記録するサーバは、入退室管理装置及び監視カメラを設置し、かつ、使用目的別に物理的に区画、施錠した専用の室に設置する。また、当該室内に別区画を設け、データ、プログラム等を含んだ記録媒体及び帳票等の可搬媒体を保管する場所を設ける。 ・機器更新、交換等に伴い旧機器に保持されているデータを消去する場合は、情報を消去し、その記録をデータ消去証明として残す。 ・予防接種ファイルに関係する帳票のうち、保管する必要がある帳票類は、杉並区文書等管理規定に従い、鍵付きの書庫等で保管する。保管する必要のない帳票類は定期的に裁断処理し、記録に残す。 ・デスクトップ型端末はセキュリティワイヤによる盗難防止を行い、ノート型端末はキャビネットに施錠保管している。 ・システムを利用する者が離席する際には時間経過によるロックが作動する。 ＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバ・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。・日本国内でデータを保管している。 ＜ガバメントクラウドにおける措置①＞ ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバ等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②クラウド事業者は、その従業員に対して、適正な許可のない装置等の外部への持出は認めていない。また、クラウド事業者は、区のデータにアクセスできない措置を講じている。

⑥技術的対策	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
具体的な対策の内容		<不正プログラム対策> ・端末にウイルス対策ソフトを採用し、ウイルスパターンファイルは最新のものを適用している。 <不正アクセス対策> ・区のLAN及びWAN(インターネット網)からの通信はファイアウォールにより遮断している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ④中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。 ⑤中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。⑥中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。⑦中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②杉並区が委託したアプリケーション開発事業者等は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤杉並区が委託したアプリケーション開発事業者等は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムの環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦杉並区やアプリケーション開発事業者等の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧杉並区が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。
⑦バックアップ	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容 再発防止策の内容		
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法		・生存者の個人番号と死者の個人番号を区別しないため、生存者の個人番号と同様の管理を行う。
その他の措置の内容	—	

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	・本特定個人情報ファイルの個人情報は、住基及び住民登録外者の異動情報を取得し、内部番号を基に最新の情報に反映されるため、古い情報のまま保管され続けるリスクは存在しない。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容 ・保管年限を経過した文書は廃棄を行うことについて決裁の上、総務課が全庁取りまとめて廃棄する。文書として管理しない特定個人情報が記録される作業用の帳票等の書類については、復元が行えないよう裁断の上、廃棄し、その事について記録簿に記録する。 ・保管年限を経過した特定個人情報は、定期的に業務主管課からの依頼により、情報管理課職員による消去処理を実施し、その記録を残す。 <ガバメントクラウドにおける措置> データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等の規格に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。		
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

Ⅳ その他のリスク対策 ※

1. 監査		
①自己点検		[十分にやっている] <選択肢> 1) 特に力を入れてやっている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
	具体的なチェック方法	・評価書の記載内容どおりの運用がなされているか、年に1回以上部署内にてチェックする。チェックの結果、不備が生じていることが明らかになった際は、速やかに問題究明にあたり、是正する。 ・杉並区情報セキュリティ対策基準に基づく各課におけるセキュリティ点検を年に1度実施の上、政策経営部情報政策課に報告している。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。
②監査		[十分にやっている] <選択肢> 1) 特に力を入れてやっている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
	具体的な内容	<本区における措置> ・杉並区情報セキュリティ対策基準及び杉並区特定個人情報取扱規程に基づき定期的に行う。監査結果を踏まえて安全管理措置(体制、規定を含む。)を改善する。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 ②政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者は、定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。 <ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。
2. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発		[十分にやっている] <選択肢> 1) 特に力を入れてやっている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
	具体的な方法	・人事異動等により、新規に事務を取り扱う場合における、個人情報の取り扱いに係る研修の実施について「保健予防課情報セキュリティ実施手順」で規定し、研修を実施する。また、異動者に限らず、職員については定期的に個人情報保護に係るセキュリティ等研修を実施する。 ・委託事業者に対し、個人情報保護にかかる誓約書を提出させるとともに、セキュリティ研修の実施を義務付ける。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバ・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。
3. その他のリスク対策		
<中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバ・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテランの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。 <ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する杉並区及びその業務データの取扱いについて委託を受けるアプリケーション開発事業者等が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、杉並区に業務アプリケーションサービスを提供するアプリケーション開発事業者等が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、杉並区とデジタル庁及び関係者で協議を行う。		

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区政策経営部情報管理課情報公開係
②請求方法	・指定の様式を定め、書面により、窓口で受け付けている。(詳細は、下記URLもしくは、“2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ①連絡先”への問合せにより確認できる。) ・書面の様式・受付手続きの詳細のリンク先 杉並区公式ホームページ申請書サービス-行政関連-情報公開等-自己情報開示・訂正・消去・利用中止請求書(URL: https://www.city.suginami.tokyo.jp/s005/shinseisho/8511.html)
特記事項	任意の様式においても記載事項を網羅していれば、開示・訂正・利用停止請求を受け付ける
③手数料等	[無 料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法:)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	・予防接種情報ファイル
公表場所	https://www.city.suginami.tokyo.jp/s005/5453.html
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	郵便番号167-0051 東京都杉並区荻窪5-20-1 杉並区保健福祉部杉並保健所保健予防課保健予防係
②対応方法	・問い合わせの受付時に受付票を起票し、対応について記録に残す。 ・情報漏えい等の重大な事案に関する問い合わせについて、関係先に事実確認を行う為の標準的な処理期間を設ける。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和4年7月1日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] ＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	予防接種に関する事務全項目評価書(案)を区公式ホームページ、閲覧場所にて公示。 意見ははがき、封書、ファックス、Eメール、閲覧場所にある意見用紙による受付。
②実施日・期間	令和6年8月1日から令和6年8月31日まで
③期間を短縮する特段の理由	期間短縮なし
④主な意見の内容	1件 システム構築の技術的な面での信頼性に疑問がある。政府に対する信頼度も低い中での、情報の一本化は避けるべき。
⑤評価書への反映	評価書の記載に関する意見ではなかったため反映なし。
3. 第三者点検	
①実施日	令和6年9月26日
②方法	杉並区情報公開・個人情報審議会による第三者点検を実施した。
③結果	杉並区情報公開・個人情報審議会において、介護保険に関する事務の特定個人情報保護評価書の適合性・妥当性の審査の結果、本特定個人情報保護評価においては、それらのリスク対策が適切に講じられていることを確認するとともに、特定個人情報ファイルの取扱いに伴い個人のプライバシーへの影響を及ぼす可能性がある事項や問題について適切に評価、確認及び取組が実施されていることを確認した。
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月1日	I 1②事務の内容	1. 疾病と予防接種の対象者 以下の(1)～(14)の疾病については「A類疾病」、また、(15)～(16)の疾病については「B類疾病」といい、定期の予防接種として実施する。	1. 疾病と予防接種の対象者 以下の(1)～(14)の疾病については「A類疾病」、また、(15)～(16)の疾病については「B類疾病」といい、定期の予防接種として実施する。(17)については「臨時接種」という。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)の適用対象
令和3年12月1日	I 2システム3 ②システムの機能	4 既存システム接続 中間サーバと既存システム、中間サーバコネクタ、汎用機との間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。	4 既存システム接続 中間サーバと既存システム、中間サーバコネクタ、基幹システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和3年12月1日	I 2システム4	—	「システム4」を追加	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和3年12月1日	I 5法令上の根拠	(追加)	・第19条第6号(委託先への提供) ・第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ)	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)の適用対象
令和3年12月1日	I 6②法令上の根拠	・番号法第19条第7号及び別表第2(別表第2における情報提供の根拠)	・番号法第19条第8号及び別表第2(別表第2における情報提供の根拠)	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)の適用対象
令和3年12月1日	I (別添1)事務の内容	(追加)	別紙「(別添1)事務の内容(新型コロナウイルス感染症対策に係る事務)」を追加	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和3年12月1日	II 2④記録される項目	10項目以上50項目未満	50項目以上100項目未満	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和3年12月1日	II 3②入手方法	[]紙 []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ []電子メール []専用線 [O]庁内連携システム []情報提供ネットワークシステム [O]その他(住民基本台帳ネットワークシステム)	[]紙 []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ []電子メール []専用線 [O]庁内連携システム []情報提供ネットワークシステム [O]その他(住民基本台帳ネットワークシステム、ワクチン接種記録システム(VRS))	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月1日	Ⅱ 3③入手の時期・頻度	(追加)	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務: (入手元) 転入者本人又は転出先市区町村 (入手頻度・時期) 転入時に転出元市区町村への接種記録の照会が必要になる都度(転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ) 転出先市区町村からの接種記録の照会を受ける都度 (入手方法) 入手元が転入者本人の場合は紙 入手元が転出先市区町村の場合はワクチン接種記録システム(VRS) 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付: (入手元)接種を行った本人等 (入手頻度・時期)接種者から交付申請があった場合であって接種記録の照会が必要になる都度 (入手方法)紙	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和3年12月1日	Ⅱ 3④入手に係る妥当性	・接種記録:医療機関や本人等から入手する接種記録については、予防接種法施行令第6条の2及び予防接種施行規則第2条の7に示されているとおり、記録・保管することを目的に入手するものである。 (追加)	・接種記録:医療機関や本人等から入手する接種記録については、予防接種法施行令第6条の2及び予防接種施行規則第2条の8に示されているとおり、記録・保管することを目的に入手するものである。 ・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務: ①当区への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ入手する。(番号法第19条第16号) ②当区からの転出者について、転出先市区町村へ当区での接種記録を提供するため、転出先市区町村から個人番号を入手する。(番号法第19条第16号) ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合のみ入手する。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月1日	Ⅱ 3⑤本人への明示	(追加)	・新型コロナウイルス感染症予防対策に係る予防接種事務において、当区への転入者から入手する場合は、接種者の同意を得て入手する。 ・接種者からの接種証明書の交付申請に合わせて本人から入手する。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和3年12月1日	Ⅱ 3⑧使用方法	(追加)	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務については、 ・当区の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。 ・当区からの転出者について、転出先市区町村へ当区での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)の適用対象
令和3年12月1日	Ⅱ 3⑧情報の突合	・上記「⑧使用方法」欄に示す事務を正確かつ効率的に行うために、個人コード(内部番号)を突合キーとして、汎用機から転送される4情報及び生活保護受給情報と本特定個人情報ファイル内の予防接種対象者に関する情報とを突合する。 (追加)	・上記「⑧使用方法」欄に示す事務を正確かつ効率的に行うために、個人コード(内部番号)を突合キーとして、基幹系システムから転送される4情報及び生活保護受給情報と本特定個人情報ファイル内の予防接種対象者に関する情報とを突合する。 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務については、当区からの転出者について、当区での接種記録を転出先市区町村に提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手し、当区の接種記録と突合する。その際、転出先市区町村にて、本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ当処理を行う。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)の適用対象
令和3年12月1日	Ⅱ 4委託の有無	[委託する] (2) 件	[委託する] (3) 件	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)の適用対象
令和3年12月1日	Ⅱ 4委託事項3	-	「委託事項3」を追加	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)の適用対象
令和3年12月1日	Ⅱ 5提供・委託の有無	提供を行っている(3)件	提供を行っている(4)件	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月1日	Ⅱ 5提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第2の16の2	番号法第19条第8号及び別表第2の16の2	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和3年12月1日	Ⅱ 5提供先2 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第2の16の3	番号法第19条第8号及び別表第2の16の3	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和3年12月1日	Ⅱ 5提供先3 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第2の115の2	番号法第19条第8号及び別表第2の115の2	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和3年12月1日	Ⅱ 5提供先4	－	「提供先4」を追加	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和3年12月1日	Ⅱ 6①保管場所	(追加)	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取り扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりセキュリティ対策を講じている。 ・論理的に区分された当区の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理する。 ・個人番号が含まれる領域は、インターネットから、アクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)の適用対象
令和3年12月1日	Ⅱ 6③消去方法	(追加)	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ・当区の領域に保管されたデータのみ、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて消去することができる。 ・当区の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。 ※クラウドサービスはIaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することができない。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月1日	Ⅱ(別添2)特定個人情報ファイル記録項目	(追加)	「新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目」を追加	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和3年12月1日	Ⅲ2リスク1 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	(追加)	(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置) ・転入者本人からの個人番号の入手 当区の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、個人番号を入手する際は、国が定める書式の新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人から取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 ・転出先市区町村からの個人番号の入手 当区からの転出者について、当区での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、転出先市区町村から個人番号を入力するが、その際は、転出先市区町村において、本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)の適用対象
令和3年12月1日	Ⅲ2リスク2 リスクに対する措置の内容	(追加)	ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置 ワクチン接種記録システム(VRS)のデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他区市町村の領域からは特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)の適用対象
令和3年12月1日	Ⅲ2リスク4 リスクに対する措置の内容	(追加)	ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置 入手する個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)の適用対象

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月1日	Ⅲ2特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	(追加)	ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置 入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合のみアクセスできるように制御している。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)の適用対象
令和3年12月1日	Ⅲ3リスク1 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	(追加)	ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置 接種会場では、接種券番号の読取端末(タブレット端末)からインターネット経由でワクチン接種記録システム(VRS)に接続するが、個人番号にはアクセスできないように制御している。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)の適用対象
令和3年12月1日	Ⅲ3リスク2 ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	(追加)	ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置 権限のない者によって不正に使用されないよう、以下の対策を講じている。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)における特定個人情報へのアクセスは、LG-WAN端末による操作に限り可能になるよう制御している。 ・LG-WAN端末は、限定された者しかログインできる権限を保持しない。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)におけるログイン認証は、ユーザID・パスワードにて行う。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)の適用対象
令和3年12月1日	Ⅲ3リスク2 アクセス権限の発効・失効の管理 具体的な管理方法	(追加)	ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置 ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)の適用対象
令和3年12月1日	Ⅲ3リスク2 アクセス権限の管理 具体的な管理方法	(追加)	ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置 ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)の適用対象

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月1日	Ⅲ3リスク2 特定個人情報の使用の記録 具体的な管理方法	(追加)	ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置 システム上の操作ログを取得しており、操作ログを確認できる。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)の適用対象
令和3年12月1日	Ⅲ3リスク4 リスクに対する措置の内容	(追加)	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置 住民基本台帳システムや予防接種台帳管理システムから特定個人情報を抽出したCSVファイルをワクチン接種記録システム(VRS)へ登録する際には、以下のように対策を講じている。 ・作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。 ・作業に用いる電子記録媒体については、不正な複製、持ち出し等を防止するために、許可された専用の外部記録媒体を使用する。また、媒体管理簿等に使用の記録を記載する等、利用履歴を残す。 ・作業に用いる電子記録媒体に格納するデータについては、暗号化やパスワード設定を行う。 ・電子記録媒体による作業を終了したら、内部のデータを確実に消去する。 ・管理簿に消去の記録を記載する等、消去履歴を残す。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)の適用対象
令和3年12月1日	Ⅲ3特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	(追加)	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置 ①特定個人情報を使用する場面を必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。 ・当区の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ入手し、使用する。 ・当区からの転出者について、当区での接種記録を転出先市区町村に提供するために、個人番号を入手し、使用する。 ・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。 ②ワクチン接種記録システム(VRS)からCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれていない。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)の適用対象

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月1日	Ⅲ4情報保護管理体制の確認	(追加)	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置 当区、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール／消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)の適用対象
令和3年12月1日	Ⅲ5リスク1 特定個人情報の提供・移転の記録 具体的な方法	(追加)	ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置 ワクチン接種記録システム(VRS)では、他市区町村への提供の記録を取得しており、委託業者から「情報提供等の記録」を入手し、記録の確認をすることができる。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)の適用対象
令和3年12月1日	Ⅲ5リスク2 リスクに対する措置の内容	(追加)	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置 転出元市区町村への個人番号の提供 当区への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)の適用対象
令和3年12月1日	Ⅲ5リスク3 リスクに対する措置の内容	(追加)	ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置 ・転出元市区町村への個人番号の提供 当区への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、個人番号と共に転出元の市区町村コードを送信する。そのため、仮に誤った市区町村コードを個人番号と共に送信したとしても、電文を受ける市区町村では、該当者がいないため、誤った市区町村に対して個人番号が提供されない仕組みとなっている。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)の適用対象

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月1日	Ⅲ5特定個人情報の提供・移転(移転や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	—	ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置 ・特定個人情報の提供は、限定された端末(LG-WAN端末)だけができるように制御している。 ・特定個人情報を提供する場面を必要最小限に限定している。 具体的には、当区への転入者について、転出元市区町村での接種記録を入手するために、転出元市区町村へ個人番号と共に転出元の市区町村コードを提供する場面に限定する。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)の適用対象
令和3年12月1日	Ⅲ6リスク1 リスクに対する措置の内容	(※2)番号法別表第2及び第19条第8号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	(※2)番号法別表第2及び第19条第9号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)の適用対象
令和3年12月1日	Ⅲ7リスク1 ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	(追加)	ワクチン接種記録システム(VRS)における措置 ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。 主に以下の物理的対策を講じている。 ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)の適用対象

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月1日	Ⅲ7リスク1 ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	(追加)	ワクチン接種記録システム(VRS)における措置 ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報 の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機 関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群 に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリ ティの国際規格を取得しているクラウドサービス を利用しているため、特定個人情報の適切な取扱い に関するガイドラインで求める技術的対策を満たし ている。 ・論理的に区分された当区の領域にデータを保管 する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理する。 ・個人番号が含まれる領域は、インターネットから アクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスでき ないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、 外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・LG-WAN端末とワクチン接種記録システム(V RS)との通信は、暗号化を行うことにより、通信内 容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。	事後	特定個人情報保護評価に関 する規則第9条第2項(緊急時 の事後評価)の適用対象
令和3年12月1日	IV1①自己点検 具体的なチェック方法	(追加)	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接 種事務における追加措置 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発 出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録 システムの利用にあたっての確認事項」に同意 のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切 に職員等の当該システムの利用を管理し、必要 な監督をする。	事後	特定個人情報保護評価に関 する規則第9条第2項(緊急時 の事後評価)の適用対象
令和3年12月1日	IV1②監査 具体的な内容	(追加)	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接 種事務における追加措置 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発 出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録 システムの利用にあたっての確認事項」に同意 のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切 に職員等の当該システムの利用を管理し、必要 な監督をする。	事後	特定個人情報保護評価に関 する規則第9条第2項(緊急時 の事後評価)の適用対象
令和3年12月1日	IV2従業者に対する教育・啓 発 具体的な方法	(追加)	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接 種事務における追加措置 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発 出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録 システムの利用にあたっての確認事項」に同意 のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切 に職員等の当該システムの利用を管理し、必要 な指導をする。	事後	特定個人情報保護評価に関 する規則第9条第2項(緊急時 の事後評価)の適用対象

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月1日	IV3	(追加)	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)の適用対象
令和5年2月1日	I 1②事務の内容	1. 疾病と予防接種の対象者 (中略) (17)新型コロナウイルス 十二歳以上の者	1. 疾病と予防接種の対象者 (中略) (17)新型コロナウイルス 生後六か月以上の者	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)の適用対象
令和5年2月1日	I 2システム4 ②システムの機能	(追加)	6. 電子申請受付・電子交付機能 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付を実施する機能。 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付を実施する機能。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和5年2月1日	I (別添1)事務の内容 (新型コロナウイルス感染症対策に係る事務)	●新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う際には、接種記録を照会し、旅券情報を入力、印刷する。 (追加)	●新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う際には、接種記録を照会し、必要に応じて旅券関係情報を入力して、交付する。 ※接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。 ●接種者について、アプリで新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、アプリにおいて⑦個人番号を入手し、接種者が申請先として指定する区市町村に接種記録を照会する。⑧接種記録の情報を、氏名や旅券関係情報等、その他の情報とあわせて、接種証明書としてアプリ上に表示する(個人番号は表示されない。また、接種証明書については、⑧電子署名を付す)。 ●接種者について、コンビニエンスストア等のキオスク端末で新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、キオスク端末から⑨個人番号を入手し、地方公共団体情報システム機構の証明書交付センターシステムを経由して、接種者が申請先として指定する市町村に接種記録を照会する。⑩接種記録の情報を、氏名や旅券関係情報(過去の接種証明書の発行履歴に記録された情報を接種証明書に表示。)等、その他の情報とあわせて、接種証明書としてキオスク端末から交付する(個人番号は表示されない。また、接種証明書については、⑩電子署名を付す)。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年2月1日	Ⅱ 3②入手方法	[○]その他(住民基本台帳ネットワークシステム、ワクチン接種記録システム(VRS))	[○]その他(住民基本台帳ネットワークシステム、ワクチン接種記録システム(VRS))(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)、コンビニエンスストア等のキオスク端末及び証明書交付センターシステム)	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和5年2月1日	Ⅱ 3③入手の時期・頻度	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務: (入手元) 転入者本人又は転出先市区町村 (入手頻度・時期) 転入時に転出元市区町村への接種記録の照会が必要になる都度(転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ) 転出先市区町村からの接種記録の照会を受ける都度 (入手方法) 入手元が転入者本人の場合は紙 入手元が転出先市区町村の場合はワクチン接種記録システム(VRS) 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付: (入手元)接種を行った本人等 (入手頻度・時期)接種者から交付申請があった場合であって接種記録の照会が必要になる都度 (入手方法)紙	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務: (入手元) 転入者本人又は転出先市区町村 (入手頻度・時期) 転入時に転出元市区町村への接種記録の照会が必要になる都度 他市区町村からの接種記録の照会を受ける都度 (入手方法) 入手元が転入者本人の場合は紙 入手元が他市区町村の場合はワクチン接種記録システム(VRS) 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付: (入手元)接種を行った本人等 (入手頻度・時期)接種者から交付申請があった場合であって接種記録の照会が必要になる都度 (入手方法)紙又はワクチン接種記録システム(VRS)	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和5年2月1日	Ⅱ 3④入手にかかる妥当性	・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務: ①当区への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ入手する。(番号法第19条第16号) ②当区からの転出者について、転出先市区町村へ当区での接種記録を提供するため、転出先市区町村から個人番号を入手する。(番号法第19条第16号)	・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務: ①当区への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会し、提供を受ける場合のみ入手する。(番号法第19条第16号) ②当区からの転出者について、転出先市区町村へ当区での接種記録を提供するため、他市区町村から個人番号を入手する。(番号法第19条第16号)	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年2月1日	Ⅱ 3⑤本人への明示	(追加)	・電子交付アプリにより予防接種証明書の電子申請を受け付ける場合及びコンビニエンスストア等のキオスク端末から予防接種証明書の申請を受け付ける場合においては、利用規約を表示し、同意を得てから入手する。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和5年2月1日	Ⅱ 3⑧使用方法	・当区の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。	・当区の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するとともに、接種券の発行のために特定個人情報を使用する。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)の適用対象
令和5年2月1日	Ⅱ 3⑧使用方法情報の突合	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務については、当区からの転出者について、当区での接種記録を転出先市区町村に提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手し、当区の接種記録と突合する。その際、転出先市区町村にて、本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ当処理を行う。	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務については、当区からの転出者について、当区での接種記録を転出先市区町村に提供するために、他市区町村から個人番号を入手し、当区の接種記録と突合する。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)の適用対象
令和5年2月1日	Ⅱ 4委託事項3	ワクチン接種記録システム(VRS)運営業務	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和5年2月1日	Ⅱ 4委託事項3 ①委託内容	新型コロナウイルス感染症対策に係るワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和5年2月1日	Ⅱ 4委託事項3 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲その妥当性	ワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のため特定個人情報ファイルについても取扱う必要がある。	ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和5年2月1日	Ⅱ 4委託事項3 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[○]その他(LG-WAN回線を用いた提供)	[○]その他(LG-WAN回線を用いた提供(VRS本体、コンビニ交付関連機能)、本人からの電子交付アプリを用いた提供(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能))	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年2月1日	Ⅱ 6①保管場所	(追加)	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) 証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)の適用対象
令和5年2月1日	Ⅲ 2リスク1 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置) ・転入者本人からの個人番号の入手 当区の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、個人番号を入手する際は、国が定める書式の新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人から取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 ・転出先市区町村からの個人番号の入手 当区からの転出者について、当区での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、転出先市区町村から個人番号を入力するが、その際は、転出先市区町村において、本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 (追加) (中略) (追加)	(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置) ・転入者本人からの個人番号の入手 当区の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を入手する場合は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 ・他市区町村からの個人番号の入手 当区からの転出者について、当区での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、他市区町村から個人番号を入手するが、その際は、他市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 ・転出元市区町村からの接種記録の入手 当区への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するが、その際は、当区において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 (中略) (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) 交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第3項(緊急時の事後評価)の適用対象

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年2月1日	Ⅲ2リスク1 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	(追加)	(ワクチン接種記録システム等における追加措置) (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) 個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)の適用対象
令和5年2月1日	Ⅲ2リスク2 リスクに対する措置の内容	(追加)	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) 証明書交付センターにおいてキオスク端末の操作画面を制御し、コンビニ交付に対応する市区町村に対してのみキオスク端末から交付申請を可能とすることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)の適用対象
令和5年2月1日	Ⅲ2リスク3 入手の際の本人確認の措置の内容	(追加)	ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) 個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)の適用対象
令和5年2月1日	Ⅲ2リスク3 特定個人情報の正確性確保の措置の内容	(追加)	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、VRS又は証明書交付センターシステムにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)の適用対象

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年2月1日	Ⅲ2リスク4 リスクに対する措置の内容	(追加)	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。さらに、キオスク端末の画面表示や音声案内により、マイナンバーカード及び証明書の取り忘れ防止対策を実施する。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)の適用対象
令和5年2月1日	Ⅲ3 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	・当区の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ入手し、使用する。	・当区の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会する場合のみ入手し、使用する。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第3項(緊急時の事後評価)の適用対象
令和5年2月1日	Ⅲ4 情報保護管理体制の確認	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置 当区、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール／消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 (追加)	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置 当区、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール／消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第4項(緊急時の事後評価)の適用対象

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年2月1日	Ⅲ 5リスク2 リスクに対する措置の内容	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置 転出元市区町村への個人番号の提供 当区への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置 ・他市区町村への個人番号の提供 当区への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、他市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。 転出先市区町村へ接種記録を提供するが、その際は、転出元市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第5項(緊急時の事後評価)の適用対象
令和5年2月1日	Ⅲ 5リスク3 リスクに対する措置の内容	ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置 ・転出元市区町村への個人番号の提供 当区への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、個人番号と共に転出元の市区町村コードを送信する。そのため、仮に誤った市区町村コードを個人番号と共に送信したとしても、電文を受ける市区町村では、該当者がいないため、誤った市区町村に対して個人番号が提供されない仕組みとなっている。	ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置 ・他市区町村への個人番号の提供、転出先市区町村への接種記録の提供 当区への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、他市区町村へ個人番号を提供するが、電文を受ける市区町村で、該当者がいない場合は、個人番号は保管されず、これに対して接種記録も提供されない仕組みとなっている。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第6項(緊急時の事後評価)の適用対象
令和5年2月1日	Ⅲ 5 特定個人情報の提供・移転 (委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置 ・特定個人情報の提供は、限定された端末(LG-WAN端末)だけができるように制御している。 ・特定個人情報を提供する場面を必要最小限に限定している。 具体的には、当区への転入者について、転出元市区町村での接種記録を入手するために、転出元市区町村へ個人番号と共に転出元の市区町村コードを提供する場面に限定する。	ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置 ・特定個人情報の提供は、限定された端末(LG-WAN端末)だけができるように制御している。 ・特定個人情報を提供する場面を必要最小限に限定している。 具体的には、当区への転入者について、転出元市区町村での接種記録を入手するために、他市区町村へ個人番号を提供する場面に限定している。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第7項(緊急時の事後評価)の適用対象

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年2月1日	Ⅲ 7リスク1 ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	(追加)	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) ・証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。 ・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。 また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第8項(緊急時の事後評価)の適用対象
令和5年2月1日	Ⅳ 1 ①自己点検 具体的なチェック方法	内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室	デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第9項(緊急時の事後評価)の適用対象
令和5年2月1日	Ⅳ 1 ②監査 具体的な内容	内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室	デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第10項(緊急時の事後評価)の適用対象
令和5年2月1日	Ⅳ 2 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室	デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第11項(緊急時の事後評価)の適用対象
令和5年2月1日	Ⅳ 3	内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室	デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第12項(緊急時の事後評価)の適用対象
令和5年2月1日	V 1 ①請求先	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区政策経営部情報政策課情報公開係	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区政策経営部情報管理課情報公開係	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和5年2月1日	Ⅱ 4委託事項3 ⑤委託先名の確認方法	(追加)	また、「V. 開示請求、問合せ 1. ①請求先」への当区の情報公開請求による開示請求を行うことでも確認可能。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和5年2月1日	Ⅱ 6 ①保管場所	<杉並区における措置> 1 入退室管理装置及び監視カメラを設置し、かつ専用の室に設置した使用目的別のサーバに保管する。サーバはパスワード等により保護する。 (中略) 3 保管期間については予防接種法に定められる期限までとし、期限を過ぎたものは消去する。	<杉並区における措置> 1 入退室管理装置及び監視カメラを設置し、かつ専用の室に設置した使用目的別のサーバに保管する。サーバへのアクセスはパスワード等により保護する。 (中略) 3 保管期間については予防接種法に定められる期限までとし、期限を過ぎたものは消去・廃棄する。	事後	重要な変更にはあたらない (文言の修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年2月1日	Ⅲ2リスク3 個人番号の真正性確認の措置の内容	・個人番号カードの提示が無い場合には、運転免許証の提示等により得られた本人確認情報とシステムによって確認する本人確認情報との対応付けを行い、個人番号が本人のものであることを担保する。	・個人番号カードの提示が無い場合には、運転免許証等の提示により得られた本人確認情報とシステムによって確認する本人確認情報との対応付けを行い、個人番号が本人のものであることを担保する。	事後	重要な変更にはあたらない (文言の修正)
令和5年2月1日	Ⅲ2リスク4 リスクに対する措置の内容	・端末には、外部媒体へのデータ出力を制御するためのソフトウェアを導入し、データの外部媒体出力は、予め所属内で定めている管理者が当該ソフトウェアによって承認処理を行った場合にのみ可能とする。データ持ち出し時に使用する電子媒体(USBメモリ等)は、施錠管理する保管場所に保管し、持出管理を行い、記録データについては、処理後直ちに消去し、消去したことを複数名で確認する。 ・システム起動に必要なソフトウェアは、情報政策課への申請による必要個数のみが貸与されるため入力が行える端末を限定し、操作に必要なID、パスワードは、各所属長から情報システム担当課長への申請により付与する運用とすることで、操作権限のない者による不正な操作を防止している。 ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ 入手する個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。	・端末には、外部媒体へのデータ出力を制御するためのソフトウェアを導入し、データの外部媒体出力は、予め所属内で定めている管理者が当該ソフトウェアによって承認処理を行った場合にのみ可能とする。データ持ち出し時に使用する電子媒体(USBメモリ等)は、施錠管理する保管場所に保管し、持出管理を行い、記録データについては、使用後直ちに消去する。記録データが消去済であることを、消去処理者とそれ以外の者で確認する。 ・システム起動に必要なソフトウェアは、情報管理課への申請による必要個数のみが貸与されるため入力が行える端末を限定し、操作に必要なID、パスワードは、各所属長から情報システム担当課長への申請により付与する運用とすることで、操作権限のない者による不正な操作を防止している。 ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ 入手する個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信を使用する。	事後	重要な変更にはあたらない (文言の修正)
令和5年2月1日	Ⅲ3リスク2 リスクに対する措置の内容 アクセス権限の発効・失効の管理 具体的な管理方法	ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置 ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。	ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置 ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。また、管理者権限を持つ職員が、人事異動情報その他の権限失効に関わる情報を得た段階で、随時、異動した職員等の利用者IDのパスワードを変更し、その権限を失効している。	事後	重要な変更にはあたらない (文言の修正)
令和5年2月1日	Ⅲ3リスク2 アクセス権限の管理 具体的な管理方法	・ユーザーアカウントおよびアクセス権について不要・不適切なものがいないか定期的に確認する手順が「保健予防課情報セキュリティ実施手順」に定められており、当該規定に基づき確認を行っている。	・ユーザーアカウントおよびアクセス権について、「保健予防課情報セキュリティ実施手順」に定められているとおり、職員等の異動、退職に伴うアカウントの登録、変更、削除等の手続き及び、業務上不要なアカウントや必要以上の権限付与がないことの棚卸しを定期的に行っている。	事後	重要な変更にはあたらない (文言の修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年2月1日	Ⅲ3リスク4 リスクに対する措置の内容	・データ持ち出し時に使用する電子媒体(USBメモリ)は、施錠管理する保管場所に保管し、持出管理を行い、記録データについては、処理後直ちに消去し、消去したことを複数名で確認する。その他の端末はUSBポートからのデータ出力を不可としている。また、管理権限を付与された職員以外はOSの設定変更、ソフトウェアの変更等を行えないよう、システム上で制御している。 ・バックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員・委託先に対し指導している。	・データ持ち出し時に使用する電子媒体(USBメモリ)は、施錠管理する保管場所に保管し、持出管理を行い、記録データについては、処理後直ちに消去する。消去の事実確認は、消去処理者とそれ以外の者で確認する。その他の端末はUSBポートからのデータ出力を不可としている。また、管理権限を付与された職員以外はOSの設定変更、ソフトウェアの変更等を行えないよう、システム上で制御している。 ・業務に必要なバックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員・委託先に対し指導している。	事後	重要な変更にはあたらない (文言の修正)
令和5年2月1日	Ⅲ5リスク1 その他の措置の内容	情報政策課	情報管理課	事後	重要な変更にはあたらない (組織改正による課名変更の修正)
令和5年2月1日	Ⅲ7リスク3 消去手順 手順の内容	情報政策課	情報管理課	事後	重要な変更にはあたらない (組織改正による課名変更の修正)
令和5年4月17日	Ⅲ2リスク4 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置 入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合のみアクセスできるように制御している。	ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置 入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して保健予防課長が指定する管理者から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合のみアクセスできるように制御している。	事後	重要な変更にはあたらない (リスク変更なし)
令和5年4月17日	Ⅲ3リスク2 ユーザー認証の管理	ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置 権限のない者によって不正に使用されないよう、以下の対策を講じている。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)における特定個人情報へのアクセスは、LG-WAN端末による操作に限り可能になるよう制御している。 ・LG-WAN端末は、限定された者しかログインできる権限を保持しない。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)におけるログイン認証は、ユーザID・パスワードにて行う。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。	ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置 権限のない者によって不正に使用されないよう、以下の対策を講じている。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)における特定個人情報へのアクセスは、LG-WAN端末による操作に限り可能になるよう制御している。 ・LG-WAN端末は、限定された者しかログインできる権限を保持しない。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)におけるログイン認証は、ユーザID・パスワードにて行う。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、保健予防課長が指定する管理者が認めた者に限定して発行される。	事後	重要な変更にはあたらない (リスク変更なし)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月17日	Ⅲ3リスク2 アクセス権限の発効・失効の管理	ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置 ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。また、管理者権限を持つ職員が、人事異動情報その他の権限失効に関わる情報を得た段階で、随時、異動した職員等の利用者IDのパスワードを変更し、その権限を失効している。	ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置 ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDに付与されるアクセス権限は、保健予防課長が指定する管理者が必要最小限の権限で発効する。保健予防課長が指定する管理者は、定期的又は異動、退職等のイベントが発生したタイミングで、権限を有していた職員の異動、退職等情報を確認し、当該事由が生じた際には速やかにアクセス権限を更新し、当該ユーザIDを失効させる。やむを得ず、複数の職員が共有するID(以下「共用ID」という。)を発行する必要がある場合は、当該IDを使用する職員・端末を特定し、管理者が把握した上で、パスワードを厳重に管理する運用を徹底し、必要最小限に発行する。なお、共用IDを使用する職員及び端末について、異動、退職等のイベントが発生したタイミングで確認し、当該事由が生じた際は速やかに把握している内容を更新する。	事後	重要な変更にはあたらない (リスク変更なし)
令和5年4月17日	Ⅲ3リスク2 アクセス権限の管理	ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置 ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。	ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置 ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDに付与されるアクセス権限は、保健予防課長が指定する管理者が必要最小限の権限で発効し、必要に応じて失効する。 保健予防課長が指定する管理者は、定期的にユーザID及びアクセス権限の一覧をシステムにおいて確認し、アクセス権限及び不正利用の有無を確認する。また、不要となったユーザIDやアクセス権限を速やかに変更又は削除する。	事後	重要な変更にはあたらない (リスク変更なし)
令和5年4月17日	Ⅲ3リスク2 特定個人情報の使用の記録	ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置 システム上の操作ログを取得しており、操作ログを確認できる。	ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置 システム上の操作ログを取得しており、操作ログを確認できる。ログは必要に応じ随時に確認する。	事後	重要な変更にはあたらない (リスク変更なし)
令和5年4月17日	Ⅲリスク1⑨ 過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	[発生あり]	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月17日	Ⅲ7リスク1⑨ その内容	(追加)	令和4年11月5日、区職員が住民基本台帳ネットを不正に検索して得た個人情報を漏えいしたとして、住民基本台帳法違反容疑により逮捕される事案が発生した。 ※本事案は、当該職員が区民生活部区民課に在籍していた令和3年度に発生した。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和5年4月17日	Ⅲ7リスク1⑨ 再発防止策の内容	(追加)	「杉並区職員の逮捕に伴う再発防止対策検討委員会報告書」に基づき、再発防止対策を実施する。 再発防止策は以下(1)～(3)のとおりである。 (1)操作ログ点検の充実・強化 ・氏名等による検索は、事前に検索内容を記録票へ記入して、他の職員の確認を受けた上で行う。 ・操作ログの点検は各課で毎月実施することとし、その操作ログと記録票を突合する。 (2)職員に対する教育・研修の充実・強化 ・初任者研修等に加え、新たに毎年、全職員に対して職場ごとに公務員倫理・情報セキュリティの研修を実施する。 ・住基ネット操作権限を持つ職員に対しては、権限付与時の教育・研修に加え、新たに毎年、動画視聴方式等による教育・研修を実施する。 ・区民課の住基ネット業務管理補助者に対する教育・研修(区民課住基ネット業務管理補助者研修)については、初任時に加え、新たに毎年、教育・研修を実施する。 ・住基ネットに関する職員自己点検の内容について、設問を見直す。 (3)職場環境の見直し ・各職場において、セキュリティ対策について、話し合いを行い、必要に応じて、住基ネット端末の設置場所などのレイアウト変更を行う等、職場環境の必要な見直し・改善を図り、より一層風通しのよい職場づくりを進め、職場全体で不正行為を防止する。 ・情報の持出しを防ぐために、区民課の住基ネット端末設置エリアへの電子機器持込みは原則禁止とする。 ・住基ネット端末設置エリアには、このことを張り紙等で明示する。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年2月14日	I 1 ②事務の内容	(略) 1. 疾病と予防接種の対象者 以下の(1)～(14)の疾病については「A類疾病」、また、(15)～(16)の疾病については「B類疾病」とい い、定期の予防接種として実施する。(17)については 「臨時接種」という。 (略) (7)破傷風 ①生後三月から生後九十月に至るまでの間にある 者 ②十一歳以上十三歳未満の者 (8)結核 生後一歳に至るまでの間にある者 (9)Hib感染症 生後二月から生後六十月に至るま での間にある者 (10)肺炎球菌感染症(小児がかかるものに限る。) 生後二月から生後六十月に至るまでの間にある者 (11)ヒトパピローマウイルス感染症 十二歳となる日 の属する年度の初日から十六歳となる日の属する年 度の末日までの間にある女子 (12)水痘 生後十二月から生後三十六月に至るま での間にある者 (13)B型肝炎 生後一歳に至るまでの間にある者 (14)ロタウイルス 1価…生後24週に至るまでの間 にある者 5価…生後32週に至るまでの間にある者 (15)インフルエンザ ①六十五歳以上の者 ②六十歳以上六十五歳未満の者であって、心臓、 腎臓若しくは呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全 ウイルスによる免疫の機能の障害を有するものとして 厚生労働省令で定めるもの (16)肺炎球菌感染症(高齢者がかかるものに限る。) ①六十五歳の者 ②六十歳以上六十五歳未満の者であって、心臓、 腎臓若しくは呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全 ウイルスによる免疫の機能の障害を有するものとして 厚生労働省令で定めるもの (17)新型コロナウイルス 生後六か月以上の者 なお、まん延予防上、緊急の必要があると認めると きは、国の指示により臨時の予防接種を実施する。 (以下略)	(略) 1. 疾病と予防接種の対象者 以下の(1)～(14)の疾病については「A類疾病」、ま た、(15)～(16)の疾病については「B類疾病」とい い、定期の予防接種として実施する。(17)については 「臨時接種」という。 (略) (7)破傷風 ①生後二月から生後九十月に至るまでの間にある 者 ②十一歳以上十三歳未満の者 (8)結核 生後一歳に至るまでの間にある者 (9)Hib感染症 生後二月から生後六十月に至るま での間にある者 (10)肺炎球菌感染症(小児がかかるものに限る。) 生後二月から生後六十月に至るまでの間にある者 (11)ヒトパピローマウイルス感染症 十二歳となる日 の属する年度の初日から十六歳となる日の属する年 度の末日までの間にある女子 (12)水痘 生後十二月から生後三十六月に至るま での間にある者 (13)B型肝炎 生後一歳に至るまでの間にある者 (14)ロタウイルス 1価…生後24週に至るまでの間 にある者 5価…生後32週に至るまでの間にある者 (15)インフルエンザ ①六十五歳以上の者 ②六十歳以上六十五歳未満の者であって、心臓、 腎臓若しくは呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全 ウイルスによる免疫の機能の障害を有するものとして 厚生労働省令で定めるもの (16)肺炎球菌感染症(高齢者がかかるものに限る。) ①六十五歳の者 ②六十歳以上六十五歳未満の者であって、心臓、 腎臓若しくは呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全 ウイルスによる免疫の機能の障害を有するものとして 厚生労働省令で定めるもの (17)新型コロナウイルス 生後六か月以上の者 なお、まん延予防上、緊急の必要があると認めると きは、国の指示により臨時の予防接種を実施する。 (以下略)	事後	重要な変更にはあたらない (リスク変更なし)
令和6年2月14日	I 2システム1 ③他のシステムとの接続	[]情報提供ネットワークシステム []庁内連 携システム []住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム []宛名システム等 []税務システム [○]その他(生活保護情報提供システム、中間 サーバコネクタ)	[]情報提供ネットワークシステム []庁内連 携システム []住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム [○]宛名システム等 []税務システム [○]その他(生活保護情報提供システム)	事後	機器更改のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年2月14日	I 2システム2 ①システムの名称	中間サーバコネクタ	共通基盤システム	事後	機器更改のため
令和6年2月14日	I 2システム3 ②システムの機能	(略) 4 既存システム接続 中間サーバと既存システム、中間サーバコネクタ、基幹システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。 5 情報提供等記録管理 特定個人情報(連携対象)の照会又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、保管・管理する。 6 情報提供データベース管理 特定個人情報(連携対象)を副本として、保有・管理する。 7 データ送受信 中間サーバと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会・情報提供、符号取得のための情報等を連携する。 8 操作者認証・権限管理 中間サーバを利用する操作者のアクセス権限・操作権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。 9 システム管理 バッチ処理の状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管切れ情報の消去を行う。	(略) 4 既存システム接続 中間サーバと既存システム、共通基盤システム、基幹システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。 5 情報提供等記録管理 特定個人情報(連携対象)の照会又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、保管・管理する。 6 情報提供データベース管理 特定個人情報(連携対象)を副本として、保有・管理する。 7 データ送受信 中間サーバと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会・情報提供、符号取得のための情報等を連携する。 8 操作者認証・権限管理 中間サーバを利用する操作者のアクセス権限・操作権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。 9 システム管理 バッチ処理の状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管切れ情報の消去を行う。	事後	機器更改のため
令和6年2月14日	I 2システム3 ③他のシステムとの接続	[○]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム []宛名システム等 []税務システム [○]その他(中間サーバコネクタ)	[○]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム [○]宛名システム等 []税務システム []その他()	事後	機器更改のため
令和6年2月14日	I (別添1)事務の内容	共通基盤システム 中間サーバコネクタDB情報	共通基盤システム 中間サーバ連携情報	事後	機器更改のため
令和6年2月14日	I (別添1)事務の内容(新型コロナウイルス感染症に係る事務)	共通基盤システム 中間サーバコネクタDB情報	共通基盤システム 中間サーバ連携情報	事後	機器更改のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年2月14日	II 4委託事項2	中間サーバコネクタの運用保守業務	共通基盤システムの運用保守業務	事後	機器更改のため
令和6年2月14日	II（別添2）ファイル記録項目	○中間サーバコネクタDB	○団体内統合宛名ファイル	事後	機器更改のため
令和6年2月14日	II（別添2）ファイル記録項目	○情報連携 1四種混合（DPT-IPV） 2三種混合（DPT） 3二種混合（DT） 4不活化ポリオ（IPV） 5麻しん風しん混合（MR） 6麻しん7風しん8日本脳炎 9BCG 10Hib 11小児肺炎球菌 12ヒトパピローマウイルス（2価） 13ヒトパピローマウイルス（4価） 14水痘 15B型肝炎 16高齢者肺炎球菌	○情報連携 1四種混合（DPT-IPV） 2三種混合（DPT） 3二種混合（DT） 4不活化ポリオ（IPV） 5麻しん風しん混合（MR） 6麻しん7風しん8日本脳炎 9BCG 10Hib 11小児肺炎球菌 12ヒトパピローマウイルス（2価） 13ヒトパピローマウイルス（4価） 14水痘 15B型肝炎 16高齢者肺炎球菌 17ロタウイルス（1価） 18ロタウイルス（5価）	事後	重要な変更にはあたらない （リスク変更なし）
令和6年2月14日	Ⅲ2リスク1 対象者以外の情報の入手を 防止するための措置の内容	・保健予防課情報セキュリティ実施手順に基づき、情報セキュリティ教育を実施する際、対象者と無関係な情報へのアクセスは不正アクセスに該当し、番号法及び杉並区個人情報保護条例における罰則規定があること、操作ログの追跡により不正アクセス者の特定が可能であることを周知徹底することで、コンプライアンスの意識を高め、対象者以外の情報入手を防止している。 ・窓口で情報を入手する場合は、番号法16条及び施行令第12条に基づき、本人確認書類の提示等を受けることで、対象者以外の情報入手を防止している。 （以下略）	・保健予防課情報セキュリティ実施手順に基づき、情報セキュリティ教育を実施する際、対象者と無関係な情報へのアクセスは不正アクセスに該当し、番号法及び個人情報の保護に関する法律における罰則規定があること、操作ログの追跡により不正アクセス者の特定が可能であることを周知徹底することで、コンプライアンスの意識を高め、対象者以外の情報入手を防止している。 ・窓口で情報を入手する場合は、番号法16条及び施行令第12条に基づき、本人確認書類の提示等を受けることで、対象者以外の情報入手を防止している。 （以下略）	事後	重要な変更にはあたらない （リスク変更なし）

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年2月14日	Ⅲ2リスク1 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	・「保健予防課情報セキュリティ実施手順」に基づき、情報セキュリティ教育を実施する際、対象者情報であっても、業務に不必要な情報へのアクセスは不正アクセスに該当し、番号法及び杉並区個人情報保護条例における罰則規定があること、操作ログの追跡により不正アクセス者の特定が可能であることを周知徹底することで、コンプライアンスの意識を高め、必要以外の情報入手を防止している。 ・届出・申請用紙等について、あらかじめ法令等により定められた様式で提出されることから、必要以外の情報が記載できない書式となっている。 (ワクチン接種記録システム等における追加措置) (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) 個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力を避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。	・「保健予防課情報セキュリティ実施手順」に基づき、情報セキュリティ教育を実施する際、対象者情報であっても、業務に不必要な情報へのアクセスは不正アクセスに該当し、番号法及び個人情報の保護に関する法律における罰則規定があること、操作ログの追跡により不正アクセス者の特定が可能であることを周知徹底することで、コンプライアンスの意識を高め、必要以外の情報入手を防止している。 ・届出・申請用紙等について、あらかじめ法令等により定められた様式で提出されることから、必要以外の情報が記載できない書式となっている。 (ワクチン接種記録システム等における追加措置) (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) 個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力を避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。	事後	重要な変更にはあたらない (リスク変更なし)
令和6年2月14日	Ⅲ3リスク1 宛名システム等における措置の内容	・宛名システム機能は中間サーバコネクタが実施する仕組みであり、個人番号利用事務以外では個人番号の検索ができないよう、システム上で制御する。 ・中間サーバコネクタには個人番号、4情報等の情報連携に必要な情報のみ記録し、不必要な情報との紐付けができないよう、システム上で制御する。 ・入力する端末機は、入退室管理をする執務室でのみ操作可能であり、システムを利用する者ごとに配布されたユーザID・パスワードによる認証及び生体認証を行うことで不要なアクセスを防いでいる。	・宛名システム機能は共通基盤システムが実施する仕組みであり、個人番号利用事務以外では個人番号の検索ができないよう、システム上で制御する。 ・共通基盤システムには個人番号、4情報等の情報連携に必要な情報のみ記録し、不必要な情報との紐付けができないよう、システム上で制御する。 ・入力する端末機は、入退室管理をする執務室でのみ操作可能であり、システムを利用する者ごとに配布されたユーザID・パスワードによる認証及び生体認証を行うことで不要なアクセスを防いでいる。	事後	機器更改のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年2月14日	Ⅲ3リスク2 リスクに対する措置の内容	・番号法及び杉並区個人情報保護条例における罰則規定を広く職員に周知することで不適切な方法による情報入手を防止する。 ・委託業務については委託先との契約により、委託業者が従事者に対して情報セキュリティ教育を行い、根拠法令等の規定に基づく正当な情報入手を指導する。 ・予防接種に関する事務を取り扱うにあたり、根拠法令である予防接種法及び同施行令等に規定された内容を遵守することで、不適切な方法による情報の入手を防止する。 ・「保健予防課情報セキュリティ実施手順」による情報セキュリティ教育実施の際、根拠法令等の規定に基づく正当な資料の入手を指導徹底する。 ・入力する情報は、法令で定められ、杉並区情報公開・個人情報保護審議会への必要な手続きを行なったものに限定する。 ・システムの操作に当たり、情報セキュリティ実施手順に則って、操作履歴の採取、保管、及び定期的な確認を行うことで、必要以外の情報の入手を抑止する。 ・本人から情報を取得する場合は、予防接種に係る事務に用いる旨を説明した上で取得する。 (以下略)	・番号法及び個人情報の保護に関する法律における罰則規定を広く職員に周知することで不適切な方法による情報入手を防止する。 ・委託業務については委託先との契約により、委託業者が従事者に対して情報セキュリティ教育を行い、根拠法令等の規定に基づく正当な情報入手を指導する。 ・予防接種に関する事務を取り扱うにあたり、根拠法令である予防接種法及び同施行令等に規定された内容を遵守することで、不適切な方法による情報の入手を防止する。 ・「保健予防課情報セキュリティ実施手順」による情報セキュリティ教育実施の際、根拠法令等の規定に基づく正当な資料の入手を指導徹底する。 ・入力する情報は、法令で定められ、杉並区デジタル推進本部への必要な手続きを行なったものに限定する。 ・システムの操作に当たり、情報セキュリティ実施手順に則って、操作履歴の採取、保管、及び定期的な確認を行うことで、必要以外の情報の入手を抑止する。 ・本人から情報を取得する場合は、予防接種に係る事務に用いる旨を説明した上で取得する。 (以下略)	事後	重要な変更にはあたらない (リスク変更なし)
令和6年2月14日	Ⅲ5リスク1 特定個人情報の提供・移転の記録 ルール内容及びルール遵守の確認方法	・区で管理する個人情報を移転・提供する際には、番号法及び杉並区個人情報保護条例の規定により、その範囲を厳格に規定し、当該規定内容のみ提供・移転する制御をシステムで行う。 ・「保健予防課情報セキュリティ実施手順」に規定された自己点検・内部監査等により、ルール遵守の確認を行う。	・区で管理する個人情報を移転・提供する際には、番号法及び個人情報の保護に関する法律の規定により、その範囲を厳格に規定し、当該規定内容のみ提供・移転する制御をシステムで行う。 ・「保健予防課情報セキュリティ実施手順」に規定された自己点検・内部監査等により、ルール遵守の確認を行う。	事後	重要な変更にはあたらない (リスク変更なし)
令和6年2月14日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ④特定個人情報ファイル簿の公表 公表場所	「1. ①請求先」と同じ	https://www.city.suginami.tokyo.jp/kusei/johokoukai/1091403.html	事後	自己点検
令和6年6月21日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを扱う事務 ②事務の内容	1. 疾病と予防接種の対象者 以下の(1)～(14)の疾病については「A類疾病」、また、(15)～(16)の疾病については「B類疾病」といい、定期の予防接種として実施する。(17)については「臨時接種」という。 (17)新型コロナウイルス 生後六か月以上の者 なお、まん延予防上、緊急の必要があると認めるときは、国の指示により臨時の予防接種を実施する。	1. 疾病と予防接種の対象者 以下の(1)～(14)の疾病については「A類疾病」、また、(15)～(17)の疾病については「B類疾病」といい、定期の予防接種として実施する。 (17)新型コロナウイルス感染症 ①六十五歳以上の者 ②六十歳以上六十五歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有するものとして厚生労働省令で定めるもの	事後	自己点検

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年6月21日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを扱う事務 ②事務の内容	2. 事務の内容（新型コロナウイルスを除く）	2. 事務の内容	事後	自己点検
令和6年6月21日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを扱う事務 ②事務の内容	3. 事務の内容(新型コロナウイルス) ①接種券の発行 住基の情報を基に、「1. 疾病と予防接種の対象者(17)」に該当する者に対し、予防接種の接種券を作成・発行する。 ②接種券発行履歴の登録 ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ③接種券の再発行 住基の情報を基に、接種券を紛失等した者に対し接種券の再発行を行う。 ④予防接種記録の管理 医療機関等で予防接種を受けた区民の接種状況について、当該医療機関等から接種状況を記録した予診票を受理し、当該履歴をもとに接種記録をワクチン接種記録システム(VRS)へ入力・管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ⑤予防接種による健康被害の救済 上記2⑧同内容 ⑥予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	3. 事務の内容(予防接種法第6条第3項に基づき実施された新型コロナウイルス感染症予防接種にのみ関連するもの) ①予防接種記録の管理 医療機関等で予防接種を受けた区民の接種状況について、当該医療機関等から接種状況を記録した予診票を受理し、当該履歴をもとに接種記録をワクチン接種記録システム(VRS)へ入力・管理する。 ②予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事後	自己点検
令和6年6月21日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ②システムの機能	1. 接種記録の管理 接種対象者・接種券発行登録及び接種記録の登録を行う機能。 6. 電子申請受付・電子交付機能 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付を実施する機能。 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付を実施する機能。	予防接種法第6条第3項に基づき実施された予防接種について、以下を実施する。 1. 接種記録の管理 接種記録の登録を行う機能。	事後	自己点検
令和6年6月21日	I 基本情報 5. 個人番号の利用 法令上の根拠	・第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ)	削除	事後	自己点検

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年6月21日	I 基本情報 (別添1)事務の内容 システム構成図	(新型コロナウイルス感染症対策に係る事務)	(予防接種法第六条第三項に基づき実施された 新型コロナウイルス感染症対策に係る事務)	事後	自己点検
令和6年6月21日	I 基本情報 (別添1)事務の内容 システム構成図	新型コロナウイルス感染症対策に係る事務では、 ●医療機関等で③予防接種を受けた区民の予診票について、データ集約業者によりCSV化し、④接種記録を予防接種台帳管理システムに登録する。 ●医療機関等で予防接種を受けた区民の⑤接種記録について、タブレット端末にて取得し、ワクチン接種記録システム(VRS)に登録する。 ●転出者について、⑥転出先市区町村からの照会に応じて接種記録を提供する。 ●接種者について、アプリで新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、アプリにおいて⑦個人番号を入手し、接種者が申請先として指定する区市町村に接種記録を照会する。⑧接種記録の情報を、氏名や旅券関係情報等、その他の情報とあわせて、接種証明書としてアプリ上に表示する(個人番号は表示されない。また、接種証明書については、⑧電子署名を付す)。 ●接種者について、コンビニエンスストア等のキオスク端末で新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、キオスク端末から⑨個人番号を入手し、地方公共団体情報システム機構の証明書交付センターシステムを経由して、接種者が申請先として指定する市町村に接種記録を照会する。⑩接種記録の情報を、氏名や旅券関係情報(過去の接種証明書の発行履歴に記録された情報を接種証明書に表示。)等、その他の情報とあわせて、接種証明書としてキオスク端末から交付する(個人番号は表示されない。また、接種証明書については、⑩電子署名を付す)。	予防接種法第六条第三項に基づき実施された 新型コロナウイルス感染症対策に係る事務では、 ●医療機関等で③予防接種を受けた区民の予診票を基に、④接種記録を予防接種台帳管理システム及びワクチン接種記録システム(VRS)に登録する。 併せて、図の修正を実施	事後	自己点検
令和6年6月21日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	住民基本台帳ネットワークシステム、ワクチン接種記録システム(VRS))(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)、コンビニエンスストア等のキオスク端末及び証明書交付センターシステム	住民基本台帳ネットワークシステム、ワクチン接種記録システム(VRS))	事後	自己点検

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年6月21日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務： （入手元） 転入者本人又は転出先市区町村 （入手頻度・時期） 転入時に転出元市区町村への接種記録の照会が必要になる都度 他市区町村からの接種記録の照会を受ける都度 （入手方法） 入手元が転入者本人の場合は紙 入手元が他市区町村の場合はワクチン接種記録システム（VRS） 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付：	予防接種法第6条第3項に基づき実施された新型コロナウイルス感染症予防接種の接種証明書の交付：	事後	自己点検
令和6年6月21日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性	・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務： ①当区への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会し、提供を受ける場合のみ入手する。（番号法第19条第16号） ②当区からの転出者について、転出先市区町村へ当区での接種記録を提供するため、他市区町村から個人番号を入手する。（番号法第19条第16号） ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合のみ入手する。	・予防接種法第6条第3項に基づき実施された新型コロナウイルス感染症予防接種の接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合のみ入手する。	事後	自己点検
令和6年6月21日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	・新型コロナウイルス感染症予防対策に係る予防接種事務において、当区への転入者から入手する場合は、接種者の同意を得て入手する。 ・接種者からの接種証明書の交付申請に合わせて本人から入手する。 ・電子交付アプリにより予防接種証明書の電子申請を受付ける場合及びコンビニエンスストア等のキオスク端末から予防接種証明書の申請を受け付ける場合においては、利用規約を表示し、同意を得てから入手する。	・予防接種法第6条第3項に基づき実施された新型コロナウイルス感染症予防接種の接種証明書の交付のため、接種者からの接種証明書の交付申請に合わせて本人から入手する。	事後	自己点検

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年6月21日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務については、 ・当区の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するとともに、接種券の発行のために特定個人情報を使用する。 ・当区からの転出者について、転出先市区町村へ当区での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。	・予防接種法第6条第3項に基づき実施された新型コロナウイルス感染症予防接種の接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。	事後	自己点検
令和6年6月21日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 情報の突合	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務については、当区からの転出者について、当区での接種記録を転出先市区町村に提供するために、他市区町村から個人番号を入手し、当区の接種記録と突合する。	削除	事後	自己点検
令和6年6月21日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	予防接種法第6条第3項に基づき実施された新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	自己点検
令和6年6月21日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ①委託内容	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	予防接種法第6条第3項に基づき実施された新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	自己点検
令和6年6月21日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。	ワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。	事後	自己点検

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年6月21日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	LG-WAN回線を用いた提供（VRS本体、コンビニ交付関連機能）、本人からの電子交付アプリを用いた提供（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能）	LG-WAN回線を用いた提供	事後	自己点検
令和6年6月21日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） 提供先4	市町村長	削除	事後	自己点検
令和6年6月21日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） 提供先4 ①法令上の根拠	・番号法 第19条第16号	削除	事後	自己点検
令和6年6月21日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） 提供先4 ②提供先における用途	・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務	削除	事後	自己点検
令和6年6月21日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） 提供先4 ③提供する情報	・市区町村コード及び転入者の個人番号（本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ）	削除	事後	自己点検

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年6月21日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先4 ④提供する情報の対象となる本人の数	10万人以上100万人未満	削除	事後	自己点検
令和6年6月21日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先4 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2.基本情報③対象者となる本人の範囲」と同じ	削除	事後	自己点検
令和6年6月21日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先4 ⑥提供方法	その他（ワクチン接種記録システム(VRS)	削除	事後	自己点検
令和6年6月21日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先4 ⑦時期・頻度	当区への転入者について、転出元市町村へ接種記録の照会を行う必要性が生じた都度	削除	事後	自己点検
令和6年6月21日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) 証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。	削除	事後	自己点検

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年6月21日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 2. 特定個人情報の入手 リスク1 対象者以外の情報の入手を 防止するための措置の内容	(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置) ・転入者本人からの個人番号の入手 当区の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を入手する場合は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 ・他市区町村からの個人番号の入手 当区からの転出者について、当区での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、他市区町村から個人番号を入手するが、その際は、他市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 ・転出元市区町村からの接種記録の入手 当区への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するが、その際は、当区において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) 交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。	(予防接種法第6条第3項に基づき実施された新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置) ・予防接種法第6条第3項に基づき実施された新型コロナウイルス感染症予防接種の接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。	事後	自己点検
令和6年6月21日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 2. 特定個人情報の入手 リスク1 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	(ワクチン接種記録システム等における追加措置) (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) 個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力を避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。	削除	事後	自己点検

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年6月21日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 2. 特定個人情報の入手 リスク2 リスクに対する措置の内容	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書 電子交付機能) 当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報を送信されることを避ける。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書 コンビニ交付) 証明書交付センターにおいてキオスク端末の操作画面を制御し、コンビニ交付に対応する市区町村に対してのみキオスク端末から交付申請を可能とすることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。	削除	事後	自己点検
令和6年6月21日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 2. 特定個人情報の入手 リスク3 入手の際の本人確認の措置 の内容	ワクチン接種記録システム(VRS)における追加 措置 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書 電子交付機能、コンビニ交付) 個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。	削除	事後	自己点検
令和6年6月21日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 2. 特定個人情報の入手 リスク3 特定個人情報の正確性確保 の措置の内容	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、VRS又は証明書交付センターシステムにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。	削除	事後	自己点検

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年6月21日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 2. 特定個人情報の入手 リスク4 リスクに対する措置の内容	（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書 電子交付機能） 電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を 行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止 の対応をしている。 （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書 コンビニ交付） キオスク端末と証明書交付センターシステム 間の通信については専用回線、証明書交付セ ンターシステムとVRS間の通信については LGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。 また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容 の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。さら に、キオスク端末の画面表示や音声案内によ り、マイナンバーカード及び証明書の取り忘れ 防止対策を実施する。	削除	事後	自己点検
令和6年6月21日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 3. 特定個人情報の使用 リスク1 事務で使用するその他のシス テムにおける措置の内容	ワクチン接種記録システム（VRS）における追 加措置 接種会場では、接種券番号の読取端末（タブ レット端末）からインターネット経由でワクチン接 種記録システム（VRS）に接続するが、個人番 号にはアクセスできないように制御している。	削除	事後	自己点検
令和6年6月21日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 3. 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用における その他のリスク及びそのリスク に対する措置	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接 種事務における追加措置 ①特定個人情報を使用する場面を必要最小限 に限定している。具体的には以下の3つの場面 に限定している。 ・当区の転入者について、転出元市区町村へ接 種記録を照会する場合のみ入手し、使用する。 ・当区からの転出者について、当区での接種記 録を転出先市区町村に提供するために、個人 番号を入手し、使用する。 ・接種者について、新型コロナウイルス感染症 予防接種証明書の交付申請があった場合に、 接種記録を照会するために、個人番号を入手 し、使用する。 ②ワクチン接種記録システム（VRS）からCSV ファイルにてダウンロードする接種記録データ には、個人番号が含まれていない。	予防接種法第6条第3項に基づき実施された新 型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種 事務における追加措置 ①接種者について、予防接種法第6条第3項に 基づき実施された新型コロナウイルス感染症予 防接種の接種証明書の交付申請があった場合 に、接種記録を照会するために、個人番号を入 手し、使用する。 ②ワクチン接種記録システム（VRS）からCSV ファイルにてダウンロードする接種記録データ には、個人番号が含まれていない。	事後	自己点検

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年6月21日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 4. 特定個人情報ファイルの取 扱いの委託 情報保護管理体制の確認	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接 種事務における追加措置 当区、国、当該システムの運用保守事業者の三 者の関係を規定した「ワクチン接種記録システ ムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意 することにより、当該確認事項に基づき、ワクチ ン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス 感染症予防接種証明書電子交付機能及びコン ビニ交付関連機能を含む。)に係る特定個人 情報の取扱いを当該システムの運用保守事業 者に委託することとする。なお、次の内容につ いては、当該確認事項に規定されている。 ・ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書 電子交付機能において、申請者本人から特定 個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護 措置	予防接種法第6条第3項に基づき実施された新 型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種 事務における追加措置 当区、国、当該システムの運用保守事業者の三 者の関係を規定した「ワクチン接種記録システ ムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意 することにより、当該確認事項に基づき、ワクチ ン接種記録システム(VRS)に係る特定個人情 報の取扱いを当該システムの運用保守事業者 に委託することとする。なお、次の内容につ いては、当該確認事項に規定されている。	事後	自己点検
令和6年6月21日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託や情報提供ネットワ ークシステムを通じた提供を除 く。) リスク1 特定個人情報の提供・移転の 記録 具体的な方法	ワクチン接種記録システム(VRS)における追 加措置 ワクチン接種記録システム(VRS)では、他市区 町村への提供の記録を取得しており、委託業者 から「情報提供等の記録」を入手し、記録の確 認をすることができる。	削除	事後	自己点検
令和6年6月21日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託や情報提供ネットワ ークシステムを通じた提供を除 く。) リスク2 リスクに対する措置の内容	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接 種事務における追加措置 ・他市区町村への個人番号の提供 当区への転入者について、転出元市区町村 から接種記録を入手するため、他市区町村へ 個人番号を提供するが、その際は、住民基本台 帳等により照会対象者の個人番号であることを 確認した情報を、ワクチン接種記録システム (VRS)を用いて提供する。 転出先市区町村へ接種記録を提供するが、そ の際は、転出元市区町村において、住民基本 台帳等により照会対象者の個人番号であるこ を確認し、当該個人番号に対応する個人の接 種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS) を用いて提供する。	削除	事後	自己点検

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年6月21日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） リスク3 リスクに対する措置の内容	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置 ・他市区町村への個人番号の提供 当区への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、他市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。 転出先市区町村へ接種記録を提供するが、その際は、転出元市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。	削除	事後	自己点検
令和6年6月21日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） リスク3 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置 ・特定個人情報の提供は、限定された端末(LG-WAN端末)だけができるように制御している。 ・特定個人情報を提供する場面を必要最小限に限定している。 具体的には、当区への転入者について、転出元市区町村での接種記録を入手するために、他市区町村へ個人番号を提供する場面に限定している。	削除	事後	自己点検
令和6年6月21日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能） ・電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付） ・証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。 ・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。	削除	事後	自己点検

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月1日	I 基本情報 (別添1)事務の内容 システム構成図	杉並区	記載を削除	事前	ガバメントクラウドへの移行に伴う記載の変更
令和6年11月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 システム保守 ⑥委託先名	日本コンピューター株式会社	・日本コンピューター株式会社 ・日本電気株式会社	事前	ガバメントクラウドへの移行に伴う記載の変更
令和6年11月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 システム保守 ⑦再委託の有無 ⑧再委託の許諾方法 ⑨再委託事項	⑦再委託しない	⑦再委託する ⑧再委託するかしないかについては、委託契約によるが、再委託の必要がある場合は、事前に委託先と書面による協議を行い、再委託の必要性や業務内容、再委託先のセキュリティ管理体制を確認した上で許諾する。 ⑨システム保守の一部	事前	ガバメントクラウドへの移行に伴う記載の変更
令和6年11月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 共通基盤の運用保守業務①～⑨	共通基盤の運用保守業務	委託事項2に関する記載は全て削除	事前	共通基盤の保守はシステム保守の項目に盛り込むため記載を削除
令和6年11月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 共通基盤の運用保守業務①～⑨	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	委託事項3に関する記載を委託事項2に変更	事前	委託事項2の記載を削除したことに伴う記載の変更
令和6年11月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3	記載なし	ガバメントクラウドへのデータ移行作業	事前	ガバメントクラウドへの移行に伴う記載の変更
令和6年11月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ①委託内容	記載なし	ガバメントクラウドへのデータ移行作業	事前	ガバメントクラウドへの移行に伴う記載の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	記載なし	特定個人情報ファイルの全体	事前	ガバメントクラウドへの移行に伴う記載の変更
令和6年11月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 ・対象となる本人の数 ・対象となる本人の範囲 ・その妥当性	記載なし	・10万人以上100万人未満 ・予防接種法等関連法令に定められる予防接種の対象者 ・全てのデータを移行するために、特定個人情報ファイル全体を委託の対象にする必要がある。	事前	ガバメントクラウドへの移行に伴う記載の変更
令和6年11月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ③委託先における取扱者数	記載なし	10人未満	事前	ガバメントクラウドへの移行に伴う記載の変更
令和6年11月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	記載なし	専用線 その他(地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドラインに基づき、IP-VPN等の閉域網の利用も可能。)	事前	ガバメントクラウドへの移行に伴う記載の変更
令和6年11月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ⑤委託先名の確認方法	記載なし	下記、「⑥委託者名」の項の記載により確認できる。また、「Ⅴ. 開示請求、問合せ 1. ①請求先」への当区の情報公開請求による開示請求を行うことでも確認可能。	事前	ガバメントクラウドへの移行に伴う記載の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ⑥委託先名	記載なし	・日本コンピュータ株式会社 ・日本電気株式会社	事前	ガバメントクラウドへの移行に伴う記載の変更
令和6年11月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ⑦再委託の有無 ⑧再委託の許諾方法 ⑨再委託事項	記載なし	⑦再委託する ⑧再委託するかしないかについては、委託契約によるが、再委託の必要がある場合は、事前に委託先と書面による協議を行い、再委託の必要性や業務内容、再委託先のセキュリティ管理体制を確認した上で許諾する。 ⑨ガバメントクラウドへのデータ移行作業の一部	事前	ガバメントクラウドへの移行に伴う記載の変更
令和6年11月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	ガバメントクラウドに関する記載なし	<ガバメントクラウドにおける措置①> ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の規格に基づく認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事前	ガバメントクラウドへの移行に伴う記載の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	<データセンターにおける措置> 1 外部侵入防止:オペレータによる24時間365日の常駐監視、監視カメラ 2 防犯対策・入退館管理:ICカード認証及び認証ログ管理、12種類アクセスレベル設定、エリア単位の入退室者及び日時等管理、顔認証及び認証ログ管理 3 持込・持出防止:不要又は事前申請のない電子機器等の金属探知機による持ち込み確認、ラックのシリンダ錠による個別施錠、社外持出時セキュリティ管理責任者承認、個人所有のノートPC等の業務使用禁止	<ガバメントクラウドにおける措置②> 1 外部侵入防止:監視カメラの設置及び侵入検知システムを導入し、異常検出時に24時間365日対処可能な体制を整えている。 2 防犯対策・入退館管理:データセンターへの入室には二要素認証を導入し、入室の記録を監査している。また、入室の目的等に応じた入室可能範囲が設定されている。 3 持込・持出防止:モバイル機器の使用は管理されている。また、許可のない装置等の持出を禁止している。	事前	ガバメントクラウドへの移行に伴う記載の変更
令和6年11月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	ガバメントクラウドに関する記載なし	<ガバメントクラウドにおける措置> ①特定個人情報の消去は杉並区からの操作によって実施される。杉並区の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等の規格にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、杉並区が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。	事前	ガバメントクラウドへの移行に伴う記載の変更
令和6年11月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の提供ルール／委託元と委託先間の提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法	・契約で委託業務実施場所を区が管理する施設に限定し、外部への持出しを禁止している。	・契約で、委託業務実施場所を、区が指定する場所及び委託事業者が申請し区が承認した委託事業者内の場所に限定している。また、当該指定又は承認した場所以外への業務データの持ち出しを禁止している。	事前	ガバメントクラウドへの移行に伴う記載の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の提供ルール／委託元と委託先間の提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法	ガバメントクラウドへの移行に伴うリスク対策に関する記載なし	・リモート保守を実施する場合やデータ移行作業をする場合は専用区画で実施することとし、入退室の記録を残している。 ・保守等に用いる端末へのログインには多要素認証を用いることとし、許可された者以外の作業を禁止している。 ・業務データを取り扱う端末のインターネットへの接続を禁止している。 ・次のような場合を除き、区はガバメントクラウドから保守事業者の環境へのデータの持ち出しを許可していない。 ①ガバメントクラウドへのサイバー攻撃等により、ガバメントクラウド上からデータを退避する必要がある場合 ②ガバメントクラウド上のシステムで障害が発生し、クラウド環境では原因が特定できない場合 ③業務データを保管するために利用しているクラウド事業者を変更する場合 ④このほか、ガバメントクラウドからデータを持ち出すことに緊急または相当の必要性があると区が認める場合 ・保守事業者は、ガバメントクラウドからのデータの持ち出しを行った場合、保守事業者の環境に持ち出したデータを保管する必要がなくなった段階で、速やかに返還又は廃棄し、区に報告することとしている。 ・業務データの保守環境からの持ち出しは許可していない。	事前	ガバメントクラウドへの移行に伴う記載の変更
令和6年11月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 その他の措置の内容	・システム運用を行う専用の室では、「コンピュータ室管理基準」で携帯電話、カメラ等の使用を制限している。	・委託事業者の業務実施場所において、携帯電話やカメラ等の通信機器や録画機器の使用を、契約で制限している。	事前	ガバメントクラウドへの移行に伴う記載の変更
令和6年11月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	ガバメントクラウドに関する記載なし	＜ガバメントクラウドにおける措置①＞ ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②クラウド事業者は、その従業員に対して、適正な許可のない装置等の外部への持出は認めていない。また、クラウド事業者は、区のデータにアクセスできない措置を講じている。	事前	ガバメントクラウドへの移行に伴う記載の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	・データセンターに構築し特定個人情報を記録するサーバについては、サーバ設置エリアへの入退室管理、シリンダ錠によるラック施錠、人感センサ付監視カメラによる監視を行う。データセンターは、カメラ監視及び有人監視を常時実施し、事前申請による入館管理を行う。入退館時は、ICカード認証、顔認証及びログ管理を行う。	＜ガバメントクラウドにおける措置②＞ ガバメントクラウド内の特定個人情報を記録するサーバについては、次の対策を行っている。 ・サーバ設置エリアへの入退室管理 ・監視カメラ及び侵入検知防止システムによる常時監視 ・事前申請による入館管理 ・入館時における二要素認証の実施及び入退室状況の監査	事前	ガバメントクラウドへの移行に伴う記載の変更
令和6年11月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	ガバメントクラウドに関する記載なし	＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②杉並区が委託したアプリケーション開発事業者等は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤杉並区が委託したアプリケーション開発事業者等は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムの環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦杉並区やアプリケーション開発事業者等の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧杉並区が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	事前	ガバメントクラウドへの移行に伴う記載の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 7. 特定個人情報の保管・消 去 リスク3: 特定個人情報が消 去されずいつまでも存在する リスク 消去手順 手順の内容	ガバメントクラウドに関する記載なし	＜ガバメントクラウドにおける措置＞ データの復元がなされないよう、クラウド事業者 において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等の規 格に準拠したプロセスにしたがって確実にデー タを消去する。	事前	ガバメントクラウドへの移行に 伴う記載の変更
令和6年11月1日	Ⅳ その他のリスク対策 1. 監査 ②監査 具体的な内容	ガバメントクラウドに関する記載なし	＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ガバメントクラウドについては政府情報システム のセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録され たクラウドサービスから調達することとしており、 ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定 期的にISMAP監査機関リストに登録された監査 機関による監査を行うこととしている。	事前	ガバメントクラウドへの移行に 伴う記載の変更
令和6年11月1日	Ⅳ その他のリスク対策 3. その他のリスク対策	ガバメントクラウドに関する記載なし	＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ガバメントクラウド上での業務データの取扱いに ついては、当該業務データを保有する杉並区及 びその業務データの取扱いについて委託を受 けるアプリケーション開発事業者等が責任を有 する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーション の運用等に障害が発生する場合等の対応につ いては、原則としてガバメントクラウドに起因す る事象の場合は、国はクラウド事業者と契約す る立場から、その契約を履行させることで対応 する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象 の場合は、杉並区に業務アプリケーションサー ビスを提供するアプリケーション開発事業者等 が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合 は、杉並区とデジタル庁及び関係者で協議を行 う。	事前	ガバメントクラウドへの移行に 伴う記載の変更
令和6年11月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概 要 4. 特定個人情報ファイルの取 扱いの委託 委託事項1 システム保守 ④委託先への特定個人情報 の提供方法	専用線「」 その他欄に右の記載を追加	専用線「○」 地方公共団体における情報セキュリティポリ シーに関するガイドラインに基づき、IP-VPN等 の閉域網の利用も可能。	事前	ガバメントクラウドへの移行に 伴う記載の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月10日	I 基本情報 5. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法 ・第9条第1項 別表第1の10、93の2の項	番号法 ・第9条第1項 別表の14、126の項	事後	法改正
令和7年3月10日	I 基本情報 6 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) 16の2、16の3、115の2の項 (別表第2における情報照会の根拠) 16の2、17、18、19、115の2の項	・番号法第19条第8号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(以下、「番号法第19条第8号に基づく主務省令」という) (番号法第19条第8号に基づく主務省令の表における情報提供の根拠) 25、26、153、154の項 (番号法第19条第8号に基づく主務省令の表における情報照会の根拠) 25、26、27、28、29、153の項	事後	法改正
令和7年3月10日	II ファイルの概要 5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く)	番号法改正前の表記	番号法改正後の表記に修正	事後	法改正
令和7年7月9日	II ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	<中間サーバ・プラットフォームにおける措置> 1 中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。 2 特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 ②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	事前	自治体中間サーバー・プラットフォーム更改のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年7月9日	Ⅱ ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・特定個人情報の消去は、当区からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。 さらに、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊が行われていることを確認する。 ③中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。	事前	自治体中間サーバー・プラットフォーム更改のため
令和7年7月9日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等、クラウドサービス事業者の業務は、クラウドサービスの提供であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはない。	事前	自治体中間サーバー・プラットフォーム更改のため
令和7年7月9日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。	③中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。	事前	自治体中間サーバー・プラットフォーム更改のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年7月9日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。	事前	自治体中間サーバー・プラットフォーム更改のため
令和7年7月9日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを軽減する。	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。	事前	自治体中間サーバー・プラットフォーム更改のため
令和7年7月9日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	中間サーバー・プラットフォームにおける措置を追加	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ④中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。 ⑤中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 ⑥中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信用線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ⑦中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。	事前	自治体中間サーバー・プラットフォーム更改のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年7月9日	IV その他のリスク対策 1. 監査 ②監査 具体的な内容	＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞ ・運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。	＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞ ①運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 ②政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者は、定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。	事前	自治体中間サーバ・プラットフォーム更改のため
令和7年7月9日	IV その他のリスク対策 3. その他のリスク対策	＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバ・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバ・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。	事前	自治体中間サーバ・プラットフォーム更改のため
令和8年2月27日	評価書全体	VRSに関する記載有	VRSに関する記載を削除	事前	VRSの停止のため
令和8年2月27日	評価書全体	予防接種法第6条第3項に基づき実施された新型コロナウイルス感染症予防接種に関する記載	予防接種法第6条第3項に基づき実施された新型コロナウイルス感染症予防接種に関する記載を削除	事後	令和6年3月31日をもって新型コロナウイルス感染症予防接種の特例臨時接種が終了したため
令和8年2月27日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ④請求方法	・書面の様式・受付手続きの詳細のリンク先 杉並区公式ホームページ 申請書サービス-行政関連-情報公開等-自己情報開示・訂正・消去・利用中止請求書 (URL: https://www.city.suginami.tokyo.jp/shinseisho/gyosei/johokoukai/1006209.html)	・書面の様式・受付手続きの詳細のリンク先 杉並区公式ホームページ 申請書サービス-行政関連-情報公開等-自己情報開示・訂正・消去・利用中止請求書 (https://www.city.suginami.tokyo.jp/s005/shinseisho/8511.html)	事後	自己点検
令和8年2月27日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ④特定個人情報ファイル簿の公表 公表場所	https://www.city.suginami.tokyo.jp/kusei/johokoukai/1091403.html	https://www.city.suginami.tokyo.jp/s005/5453.html	事後	自己点検

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月10日	Ⅲリスク対策(プロセス) 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	発生あり	発生なし	事後	3年以上経過のため
令和8年3月10日	その内容	令和4年11月5日、区職員が住民基本台帳ネットを不正に検索して得た個人情報を漏えいしたとして、住民基本台帳法違反容疑により逮捕される事案が発生した。 ※本事案は、当該職員が区民生活部区民課に在籍していた令和3年度に発生した。	削除	事後	3年以上経過のため
令和8年3月10日	再発防止策	「杉並区職員の逮捕に伴う再発防止対策検討委員会報告書」に基づき、再発防止対策を実施する。 再発防止策は以下(1)～(3)のとおりである。 (1)操作ログ点検の充実・強化 ・氏名等による検索は、事前に検索内容を記録票へ記入して、他の職員の確認を受けた上で行う。 ・操作ログの点検は各課で毎月実施することとし、その操作ログと記録票を突合する。 (2)職員に対する教育・研修の充実・強化 ・初任者研修等に加え、新たに毎年、全職員に対して職場ごとに公務員倫理・情報セキュリティの研修を実施する。 ・住基ネット操作権限を持つ職員に対しては、権限付与時の教育・研修に加え、新たに毎年、動画視聴方式等による教育・研修を実施する。 ・区民課の住基ネット業務管理補助者に対する教育・研修(区民課住基ネット業務管理補助者研修)については、初任時に加え、新たに毎年、教育・研修を実施する。 ・住基ネットに関する職員自己点検の内容について、設問を見直す。 (3)職場環境の見直し ・各職場において、セキュリティ対策について、話し合いを行い、必要に応じて、住基ネット端末の設置場所などのレイアウト変更を行う等、職場環境の必要な見直し・改善を図り、より一層風通しのよい職場づくりを進め、職場全体で不正行為を防止する。 ・情報の持出しを防ぐために、区民課の住基ネット端末設置エリアへの電子機器持込みは原則禁止とする。 ・住基ネット端末設置エリアには、このことを張り紙等で明示する。	削除	事後	3年以上経過のため